

資 料 編

1 逗子市環境基本条例

平成9年3月27日
逗子市条例第2号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第6条）
 - 第2章 基本的施策（第7条～第10条）
 - 第3章 具体的施策（第11条～第15条）
 - 第4章 環境審議会（第16条～第20条）
 - 第5章 環境保全・創造推進員（第21条）
- 附則

前文

逗子市は、「青い海と みどり豊かな 平和都市」の都市宣言の下に、潤いや安らぎ、生活の快適性をもたらしてくれる身近な自然の恵みを受けて、社会経済活動を興し、文化を育み、まちづくりを進めてきた。

しかし、物質的な豊かさや生活の利便性を求める社会経済活動や都市化による緑の喪失が地域の環境を悪化させ、ひいては地球規模の環境問題を引き起こしている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を世代を超えて引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、環境が生活基盤を支える重要な役割を担っていることを深く認識し、これまでの社会経済活動や生活様式を見直すとともに、お互いが積極的に協力して環境の保全及び創造のために行動していかなければならない。

こうした決意をもって、私たちは、環境の保全及び創造に向けた行動により、持続的に発展することができる社会の実現に貢献していくことを明らかにし、ここに逗子市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

ろによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを旨として、現在から将来にわたり、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるように行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、廃棄物の減量化、エネルギーの効率的な利用、資源の循環的な利用等環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の実現に貢献することを旨として、市民、事業者及び市が積極的に協力して行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、限りのある自然環境を保全し、並びに地域の自然的社会的条件及び生態系の多様性に配慮することを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、市民、事業者及び市がそれぞれ自らの課題として積極的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害（環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。）を防止し、その他環境の保全及び創造のために必要な措置を講じるように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、市民の参加を図り、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策で広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と連携し、及び国際的に協力するように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じるとともに、逗子市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されること。
- (2) 生物の多様性が確保されるとともに、山林、河川、海岸等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、並びに良好な景観及び歴史的文化的遺産が保全されること。
- (4) 環境の保全上の支障が未然に防止されること。
- (5) 地球環境保全に配慮すること。
- (6) 市民及び事業者の参加が図られること。

3 市長は、第1項に定める整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(行動等指針)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全及び創造のために行動し、及び配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 具体的施策

(市民及び事業者の自発的な活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(環境教育の充実等)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動への意欲が増進されるように、環境の保全及び創造に関する教育の充実及び学習の振興を図るために必要な措置を講じるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 土地の形状の変更等を行う事業者は、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、環境の保全及び創造の見地から適正とされる措置を講じるものとする。

2 市は、前項の調査、予測及び評価を行うために必要な手続等必要な措置を講じるものとする。

(環境の状況の把握等)

第14条 市は、環境の状況の把握その他環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な情報の収集、調査、研究等を実施するものとする。

(施設の整備等)

第15条 市は、廃棄物の処理施設、資源の再利用施設、環境への負荷の低減に資する施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資する施設の整備及び環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資する事業を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然との触れ合いを図るための施設の整備及び自然環境の健全な利用のための事業を推進するものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第16条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、市長の附属機関として、逗子市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議し、その結果を答申し、又は環境の保全及び創造に関する事項について意見を建議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者、市民、事業者等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を

代理する。

(運営事項の委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 環境保全・創造推進員

(環境保全・創造推進員)

第21条 市長は、環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、環境の保全及び創造に熱意を有する者のうちから逗子市環境保全・創造推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、市民、事業者及びこれらの者が組織する団体並びに市と協力して環境の保全及び創造に関する活動を行う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年6月1日から施行する。

(逗子市環境をよくする条例の廃止)

2 逗子市環境をよくする条例（昭和50年逗子市条例第4号）は、廃止する。

(逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第37号を第38号とし、第20号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 環境審議会委員

第2条第1項中「第36号」を「第37号」に改め、同条第2項中「第37号」を「第38号」に改める。

別表第1中「及び第21号」を「、第20号及び第22号」に、「第36号」を「第37号」に改める。

2 逗子市環境基本計画策定経過

平成 9年 3月27日	逗子市環境基本条例制定
平成 9年 6月27日 ～11年 2月 4日	環境基本計画策定検討委員会（全10回開催）
平成 9年10月	環境基本計画の内容等広報で意見募集
平成 9年11月19日	環境に関する意見募集箱の設置
平成 9年12月	環境基本計画の内容等広報で意見募集
平成10年 1月 8日 ～11年 1月28日	逗子市環境審議会（諮問）（全10回開催）
平成10年 6月 3日 ～6月 末日	市民意識調査 （3,000通発送、1,468件回収 回収率48.9%）
平成10年 8月 6日	環境基本計画中間報告配布（全戸）及び報告に関する意見募集
平成10年 8月22日	逗子市環境基本計画を考える集い（第1回） ・講演「これからの環境保全と地域社会」 立正大学教授 福岡 克也氏 ・逗子市環境基本計画中間報告及び討論会のテーマとしての 環境重点課題について
平成10年 8月29日	逗子市環境基本計画を考える集い（第2回） ・テーマ別分科会 「まちなみの創造」 「ごみ問題」 「二酸化炭素の削減」
平成10年 9月 5日	逗子市環境基本計画を考える集い（第3回） ・テーマ別発表 ・全体討論
平成11年 1月28日	逗子市環境審議会（答申）
平成11年 2月12日	政策会議

3-1 逗子市環境審議会検討経過

- 平成10年 1月 8日 平成9年度 第1回環境審議会
- 1 会長及び副会長の互選
 - 2 逗子市環境基本計画の策定について（諮問）
 - 3 逗子市環境基本計画の策定について
 - ・環境基本計画策定の趣旨について
 - ・環境基本計画の策定スケジュールについて
- 平成10年 3月19日 平成9年度 第2回環境審議会
- 1 逗子市環境基本計画の策定について
 - ・環境基本計画の策定スケジュール等について
 - ・環境基本計画（素案）の構成について
 - ・環境基本計画（素案）の項目について
- 平成10年 4月24日 平成10年度 第1回環境審議会
- 1 逗子市環境基本計画の策定について
 - ・環境基本計画の策定スケジュール及び市民意見の計画反映方法等について
 - ・環境基本計画（素案）について
- 平成10年 5月21日 平成10年度 第2回環境審議会
- 1 逗子市環境基本計画の策定について
 - ・市民意識調査について
 - ・環境基本計画（素案）について
- 平成10年 6月18日 平成10年度 第3回環境審議会
- 1 逗子市環境基本計画の策定について
 - ・市民意識調査について報告
 - ・環境基本計画（素案）について
- 平成10年 7月23日 平成10年度 第4回環境審議会
- 1 逗子市環境基本計画の策定について
 - ・環境基本計画（素案）第2章の修正案について
 - ・環境基本計画重点課題について

- 平成10年10月 8日 平成10年度 第5回環境審議会
- 1 逗子市環境基本計画を考える集いについて（報告）
 - 2 逗子市環境基本計画の重点課題及び第1章の構成について
- 平成10年11月26日 平成10年度 第6回環境審議会
- 1 逗子市環境基本計画（素案）第1章から第3章までの修正について
 - 2 逗子市環境基本計画の推進体制について
- 平成10年12月17日 平成10年度 第7回環境審議会
- 1 逗子市環境基本計画（素案）第1章から第3章までの修正について
 - 2 数値目標について
 - 3 逗子市環境基本計画（素案）第4章の修正について
 - 4 逗子市環境基本計画の推進体制について
- 平成11年 1月28日 平成10年度 第8回環境審議会
- 1 逗子市環境基本計画の策定について（答申）
 - 2 行動等指針の策定について

3-2 逗子市環境基本計画について（諮問）

10 逗発第 24 号
1998 年（平成 10 年）1 月 8 日

逗子市環境審議会
会長 川本克也様

逗子市長 平井 義男

逗子市環境基本計画の策定について（諮問）

逗子市環境基本条例第 7 条第 3 項の規定により、逗子市環境基本計画の策定について諮問します。

3-3 逗子市環境基本計画について（答申）

11 逗環議発第 2 号
1999年（平成11年）1月28日

逗子市長 殿

逗子市環境審議会
会長 川本 克也

逗子市環境基本計画について（答申）

1998年（平成10年）1月8日付け10逗発第24号をもって諮問のありました逗子市環境基本計画について、審議を重ねた結果、（案）を添え次のとおり答申します。

本審議会においては、市民意識調査、環境基本計画を考える集いなどの市民参加をとおり、市民、事業者の意見を踏まえ、重点課題の検討などの審議を重ねてきました。

逗子という地域における環境問題から地球温暖化の防止等広範多岐に渡る環境問題の解決を図るためには、市民・事業者・市が一体となった取り組みを推進することが必要です。市においては、本答申に基づく「逗子市環境基本計画」を速やかに策定するとともに、今後「逗子市環境基本計画」を実効性あるものとするため、施策の具体化が図られるよう、各部局においては一体となり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を行うよう要望します。また、環境基本計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じ点検・評価などを行い、より時代の要請に応じた計画となるよう見直しを行うよう要望します。

なお、審議過程において各委員より今後の環境政策、総合的なまちづくりに反映されるよう、次のような意見があったことを申し添えます。

- ・環境問題への対応を推進するだけに止まらず、今後の逗子市全体のまちづくりを推進するため、市における各分野の審議会等が横断的な繋がりを持つような組織だてを検討すること。
- ・施策立案に際し基礎となるデータを整備、調査するとともに、そのデータにより二酸化炭素の排出量の目標値を設定すること。
- ・今後逗子市においてもISO 14001 環境マネジメントシステム等の国際規格の導入について検討すること。

3-4 逗子市環境審議会委員名簿

(平成11年1月1日現在)

川本 克也	学識経験者 関東学院大学工学部建築設備工学科教授	会 長
小池 清	市民委員	副会長
白井 滋	事業者 (株) キングストアー 代表取締役	
金子 忠一	学識経験者 東京農業大学造園学科専任講師	
君塚 孝一	市民委員	
野口 晃男	市民委員	
牧浦 義孝	学識経験者 牧浦法律事務所 弁護士	
丸山 潤一	事業者 生活協同組合コープかながわ 理事 湘南地区本部長	
山田 操子	市民委員	
和多 治	学識経験者 横浜国立大学工学部建設学科助手	

4 返子市環境基本計画を考える集い

第1回 平成10年8月22日(土)

○講演「これからの環境保全と地域社会」 立正大学教授 福岡 克也氏

○返子市環境基本計画中間報告及び討論会のテーマとしての環境重点課題について

参加者 92名

第2回 平成10年8月29日(土)

○環境重点課題について(分科会別討論)

参加者 59名

(分科会別内訳)	まちなみの創造(開発)	26名
	まちなみの創造(自然)	8名
	ごみ問題	14名
	二酸化炭素の削減	11名

第3回 平成10年9月5日(土)

○第2回の討論の内容について、分科会ごとに発表

○全体討論

参加者 65名

(分科会別内訳)	まちなみの創造(開発)	27名
	まちなみの創造(自然)	8名
	ごみ問題	12名
	二酸化炭素の削減	11名
	全体討論のみ	7名

*詳細は分科会資料(次頁以降)に掲載

(注 分科会ごとの発表(第3回)の際に配付した資料をそのまま掲載しています。)

逗子市環境基本計画を考える集い

まち並みの創造 部会

開発の問題

現状認識

- ◆ 2年前の開発指導要綱の改正により、斜面緑地や低層住宅地への中高層マンションが建設されている。
- ◆ これらにより、自然環境が失われているとともに、住環境の悪化がもたらされている。

- ◆ この背景には、
 - ・ 逗子市としてのビジョンがなく、全体のまちづくりの方向が見えないこと
 - ・ 行政の姿勢が法律中心であり、市民の声が反映されないこと
 - ・ 業者の違法行為に対して行政が介入しないことなどが指摘された。

将来の望ましい姿

- ◆ 将来に向けては、
 - ・ 逗子市の適正な人口規模等を定めた上で、
 - ・ 開発指導要綱の見直しなど法的規制の強化
 - ・ 開発指導の徹底が必要である。

- ◆ このためには、
 - ・ 行政としては、
都市宣言を尊重したまちづくりのビジョンのもとに、市民の声が反映できるしくみづくりが、
 - ・ 市民としては、
参加の機会に積極的に意見を言うとともに、市民どうしの共存意識の情勢がそれぞれ必要である。
- ◆ そして、
市民と行政が一体となって、逗子の環境認識の合意形成が必要である。

◆これからのまちづくりは、

何かなんでも開発をしないということではなく、

- ・ 開発をしないことを前提としたまちづくり
- ・ 自然環境との調和を前提とした開発によるまちづくり
- ・ 景観を重視したまちづくり
- ・ 住民の意見を反映したまちづくり
- ・ 地区の特性を重視したまちづくり

が必要であるなどの意見が出された。

市民一人一人ができること

◆市民一人一人ができることとして、

- ・ 生け垣の設置、敷地内の植樹など身近な環境の整備
- ・ 自分の住む地区に関心をもって一人一人が自分のまちを大切に相互の努力
- ・ 機会を利用して一人一人が意見を出す積極的な参加
- ・ 行政に厳しく注文をつけ、一人一人が市政を批判する行政批判

などの意見がだされた。

交通の問題

現状認識

◆交通による騒音、違法駐車による交通の妨害、歩道が狭く整備が十分でないことなどから、歩行者の安全性が脅かされている。

将来の望ましい姿

◆将来に向けては

- ・ 取り締まりの強化、交通規制の変更
- ・ 車を乗り回す必要のないまち

などの意見が出された。

市民一人一人ができること

◆市民一人一人ができることとして、

- ・ 車を使わない生活

などの意見が出された。

カード記述内容	分野	分類	ポイント	テーマ
池子の森の住宅計画地境界より外に「人道的見地」から小学校の敷地がさらに切り取られようとしている。	開発に関わる問題	現状認識		その他
自動車道路の開通、NTT宅からライオンズマンション、更に水処理施設等で海岸に大きな環境劣化を生じたと思う。	開発に関わる問題	現状認識	海岸の環境劣化	海岸の環境劣化
逗子海岸の車道は海岸のよさを壊している。工夫を加えて市民が誇れる海岸につくりかえる必要がある。	開発に関わる問題	現状認識	海岸の環境劣化	海岸の環境劣化
マンション建設にあたり、自分の土地に自分の金で法に適合しているから許可したというが、建築中の業者の違法等の取り締まりが全くなされない。	開発に関わる問題	現状認識	業者の違反への対処ができていない	開発の管理
乱開発を現在のような形で続けていけば、将来大変なことになると予測されるところであるが、どの程度を天井（シーリング）とすべきか気になるところである。	開発に関わる問題	現状認識	開発の上限をどうみるか	開発の上限
斜面地に設定されている第一種住宅専用地域（低層）が山林開発の合法的目玉となっている。	開発に関わる問題	現状認識	斜面地の1種住専が開発の合法的目玉となっている	規制条件の矛盾
開発指導要綱、建築基準法等法律に基づいて行われているため、住民が反対または変更を求めても、業者が止めない限り止まらない。行政も法律中心である。*	開発に関わる問題	現状認識	行政が法律中心	行政の姿勢
今日の出来事が解決できない者が未来を語る資格無しと思う。	開発に関わる問題	現状認識	行政姿勢	行政の姿勢
「青い海と緑、豊かな平和都市」宣言が守られていない。特に緑保全と景観的なまちづくりの必要性	開発に関わる問題	現状認識	都市宣言が守られていない	行政の姿勢
現法律で守ってくれない環境を守るためにどうするか。	開発に関わる問題	現状認識	法律外の環境保全	行政の姿勢
日本の目指した、いわゆる開発の結果と考えられるが、逗子市自体のビジョンの欠如がすべての原因と思う。	開発に関わる問題	現状認識	市のビジョンの欠如	市のビジョン
今は全体のまちづくりがしっかりとみえない。	開発に関わる問題	現状認識	全体のまちづくりがみえない	市のビジョン
開発、環境、暮らしやすさ、自然、ひとりひとり望ましい形は、東京ドーナツ圏内ではそろそろ終わりになってきた	開発に関わる問題	現状認識	逗子の広域的ポジションの変化	市のポジション
いるのではないか。				
山・緑が住民の意志に反して失われていく。美観、安全、良好な住環境etc止めようが無くて無力感におそわれます。	開発に関わる問題	現状認識	自然環境の喪失	自然環境の喪失
まちの宝、田越川が次第にその特徴を消している。スケッチしたくなくなるところがなくなっている。	開発に関わる問題	現状認識	地域資源の劣化	自然環境の喪失
大規模な敷地がどんどん中高層建物となっていくことに住環境の悪化を如実にみる*	開発に関わる問題	現状認識	住環境の悪化	住環境の悪化
開発に当たって近隣の住民と十分話し合っ欲しい（欠けている面がある）	開発に関わる問題	現状認識	住民との対話が不十分	住民との合意形成
池子3丁目斜面の大型マンション建設計画。この斜面は開発時に高所の残土により埋め立てた所で、売り出した時に今後建設は行わない約束で売り出された土地。建設計画を中止されることを望む。	開発に関わる問題	現状認識	住民との約束が守られていない	住民との合意形成
開発、建築の許可は地元の意向を汲むようにするか、できるなら地元の自治体に行わせるようにできないか。	開発に関わる問題	現状認識	住民の意見が反映されない	住民との合意形成
開発指導要綱、建築基準法等法律に基づいて行われているため、住民が反対または変更を求めても、業者が止めない限り止まらない。行政も法律中心である。	開発に関わる問題	現状認識	住民の意見が反映されない	住民との合意形成
住民が自分の敷地以外の近隣の住環境の変化に無抵抗に近い	開発に関わる問題	現状認識	住民の意見が反映されない	住民との合意形成
従来はもとより、現在の開発について住民の意思が十分に反映されない。それは現在の法体系においてはさもありません	開発に関わる問題	現状認識	住民の意見が反映されない	住民との合意形成
と言うべきであり、住民の意思を反映させるべく条例の制定がされるべきである。				
相続時の分筆が起きないよう、市の買取制度（高齢保健含め）を検討すべき。	開発に関わる問題	現状認識	相続時の分筆	相続
中高層集合住宅（マンション等）建設の無定見（と思われる）な進行。とくに海岸地区、披露山斜面の現況。以上に大きな不安と問題を感じている。	開発に関わる問題	現状認識	海岸、斜面地の中高層住宅	中高層建築
交通容量、防災面から高層化は限界がある。	開発に関わる問題	現状認識	交通容量、防災面から高層化は限界	中高層建築
現状の市内の5階建て、10階建ては、逗子の環境への配慮を欠いた建築である。	開発に関わる問題	現状認識	高層建築は環境への配慮を欠いている	中高層建築
大規模な敷地がどんどん中高層建物となっていくことに住環境の悪化を如実にみる	開発に関わる問題	現状認識	大規模敷地の中高層化	中高層建築
中高層建築物の増加に伴い、日照障害等の建造物影響の問題	開発に関わる問題	現状認識	中高層建築物による日照障害	中高層建築
住宅地（低層）における10m以上のマンションの建設	開発に関わる問題	現状認識	低層住宅地における中高層住宅	中高層建築
市内のいたるところに空地の駐車場化が起きており、そこには樹が完全に伐られた土地の姿がある。これが無味乾燥な住環境をつくっている。	開発に関わる問題	現状認識	駐車場化による緑地の喪失	駐車場化
車の公害が進んで歩行者の危険、騒音（住宅街での車の音は問題）、駐車場街の緑が消え、空虚な空間が出現している。*	開発に関わる問題	現状認識	駐車場化による緑地の喪失	駐車場化
市民、行政、議会が一体となり、事業者を巻き込んでまちづくりを進める。まちづくり協定、地区計画。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	まちづくり協定、地区計画	まちづくり協定
現状を守ることが第一、次に緩やかに街並みを整える。*	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	穏やかな町並みの整備	まちのイメージ
街区ごとに建物の高さが揃っており、整然とした環境が形成され維持されていくこと。例えば2F建て程度の建物が集まっている地域に空地があるからといって、中高層マンションを建てて周囲付近との調和を破壊させないことが環境整備の第一歩だと考える。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	建物の高さが揃っており、整然とした環境が形成され維持されていくこと	まちのイメージ
既開発未利用地の利用。第六小学校予定地の有効利用、総合病院、福祉施設等の建設。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	既開発未利用地の利用	開発の方向
緑地の開発を止めて、荒れ地の植林を進める。既成市街地の高層化を進める。*	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	既成市街地の高層化	開発の方向
商業地の整備、駅ビル	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	商業地の整備、駅ビル	開発の方向
事業主の開発が市の環境に貢献する計画でない場合は規制すべきである。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	市の環境に貢献する計画でない場合は規制	開発指導の徹底
開発指導要綱による開発指導の徹底	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	開発指導要綱による開発指導の徹底	開発指導の徹底
開発行為相談時、指導要綱の遵守を約束させ、違反した時は当該行為を認めないこととする。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	指導要綱の遵守	開発指導の徹底
開発指導要綱の平成8年5月の改訂の一部（新宿等の建物の高さ等）の修正	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	開発指導要綱の見直し	開発指導要綱の見直し
開発要綱を自治体の主体性で再度見直すべき。（高さ規制を復活すべき）	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	開発指導要綱の見直し	開発指導要綱の見直し
指導要綱の再検討	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	開発指導要綱の見直し	開発指導要綱の見直し
開発指導要綱のうち、高さ制限については市内の住環境を配慮し、地区別に細分したらどうか。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	高さ制限の地区別細分化	開発指導要綱の見直し
指導要綱の一部改正（元に戻す）	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	指導要綱の改正	開発指導要綱の見直し
住民は開発行為当事者および地権者の権利も理解しかつ尊重する必要がある。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	開発当事者の権利の尊重	開発当事者の権利の尊重
“開発”が前提ではなく、開発しないことを前提としたまちづくりがなされるまち	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	開発しないことを前提としたまちづくり	基本姿勢
日本全体としても、特に逗子ではもう“開発”の必要はない。逗子としての環境をよりよいものにするにエネルギーを使うべき。*	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	環境をよりよいものにするにエネルギーを使う	基本姿勢
「青い海と緑、豊かな平和都市」宣言が守られていない。特に緑保全と景観的なまちづくりの必要性*	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	景観重視のまちづくり	基本姿勢
現在の住環境を守りたい。街並み、緑	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	現在の住環境を守る	基本姿勢
現状を守ることが第一、次に緩やかに街並みを整える。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	現状維持	基本姿勢
低層で平地も線が満遍なく行き渡った姿、自然と人工が共生する姿	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	自然と人工が共生する姿	基本姿勢
平成8年5月の指導要綱の改訂以来、逗子市の自然環境の破壊とまちこわしは急速に進み、このままでは横須賀の二の舞になることは時間の問題である。これを阻止するのが目の下の急務である。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	自然環境の破壊とまちこわしの阻止	基本姿勢
自然環境の保全を前提とした開発	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	自然環境の保全を前提とした開発	基本姿勢
現状の地域ごとの建ぺい率、容積率を守る。全部が法定建ぺい率容積率になったらどうなるか。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	実勢の建ぺい率容積率を守る	基本姿勢

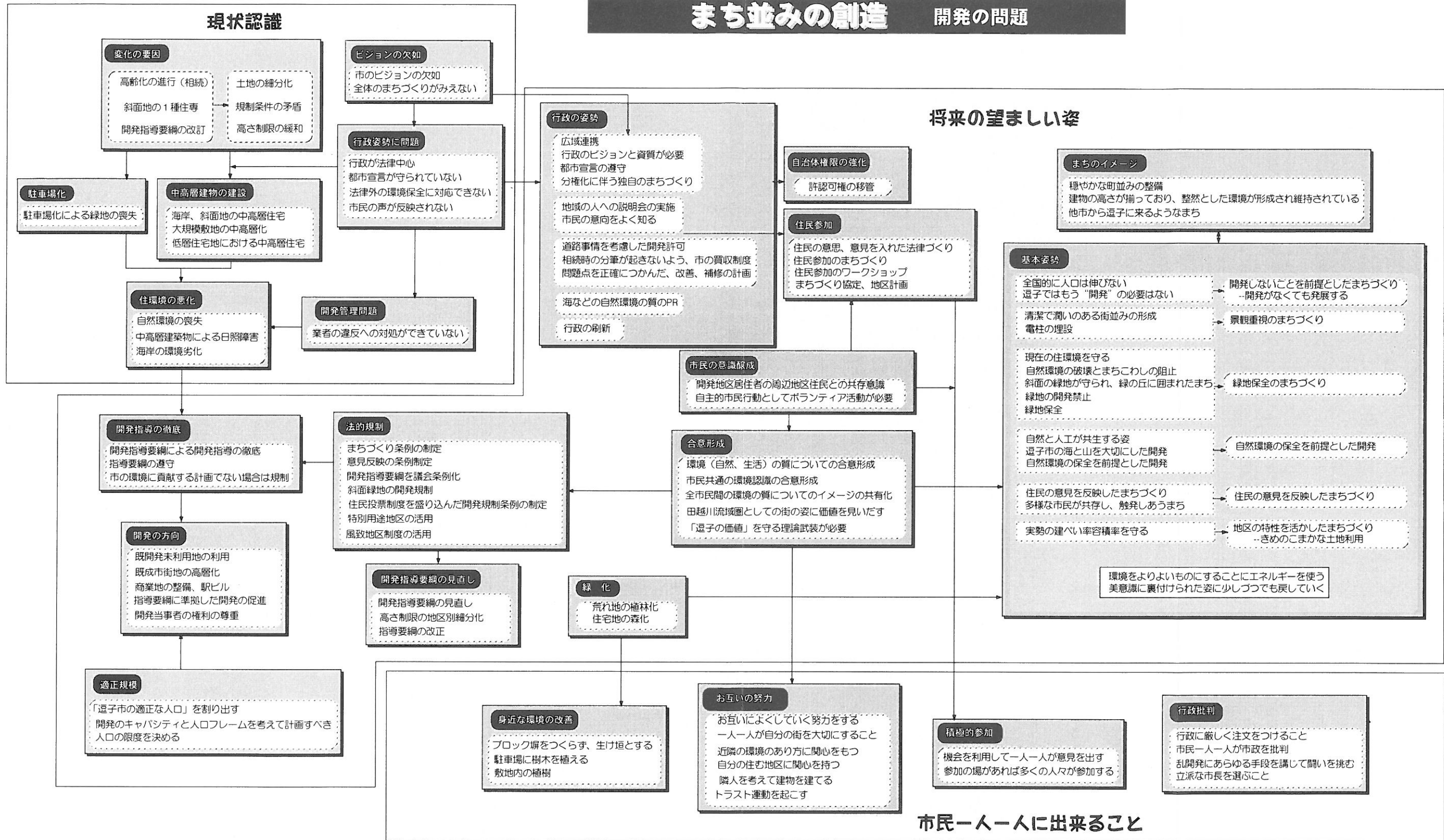
カード記述内容	分野	分類	ポイント	テーマ
斜面の緑地が守られ、緑の丘に囲まれたまち。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	斜面の緑地が守られ、緑の丘に囲まれたまち。	基本姿勢
住民の意見を反映したまちづくり 日本全体としても、特に逗子ではもう“開発”の必要はない。逗子としての環境をよりよいものにするにエネルギーを使うべき。	開発に関わる問題 開発に関わる問題	将来の望ましい姿 将来の望ましい姿	住民の意見を反映したまちづくり 逗子ではもう“開発”の必要はない	基本姿勢 基本姿勢
逗子市の海と山を大切に開発 清潔で潤いのある街並みの形成。ゴミ、ポイ捨て等の問題も、街区全体が清潔で整然とした雰囲気にも包まれていけば心ない行為がし難くなると期待する。その意味でも街区ごとに建物の高さ等を揃った街並みにすべきと考える。	開発に関わる問題 開発に関わる問題	将来の望ましい姿 将来の望ましい姿	逗子市の海と山を大切に開発 清潔で潤いのある街並みの形成	基本姿勢 基本姿勢
他市に負けぬように、いわゆる足による投票と言われる中で、他市から逗子に来るようなまちづくりをしていかなければゴーストタウンになってしまう。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	他市から逗子に来るようなまちづくり	基本姿勢
高齢者から幼児までの各年齢層がそれぞれに、そのとこを得られるまち。多様な市民が共存し、触発しあうまち。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	多様な市民が共存し、触発しあうまち	基本姿勢
それぞれの地区の特性を活かしたまちづくり	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	地区の特性を活かしたまちづくり	基本姿勢
市として逗子を改めて再認識した上で十分な美意識に裏付けられた姿に少しづつでも戻していくことを目標とすべき。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	美意識に裏付けられた姿に少しづつでも戻していく	基本姿勢
緑地の開発を止めて、荒地の植林を進める。既存市街地の高層化を進める。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	緑地の開発禁止	基本姿勢
「青い海と緑、豊かな平和都市」宣言が守られていない。特に緑保全と景観的なまちづくりの必要性*	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	緑地保全	基本姿勢
開発は（指導要綱に準拠して）どんどん行ってよい	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	指導要綱に準拠した開発の促進	基本方針
電柱の埋設。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	電柱の埋設	景観
開発後は道路事情を考慮し「交通ルート」を定めて、車の流れに支障のないようにする。（夏の市内の車の規制の例を参考に）	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	開発後に車の流れに支障のないようにする	交通対策
ゴミ問題、老人問題、他の市町村との連携で、住宅問題は子孫に恥ずかしくない形で、逗子市の都市計画宣言にうたわれているように残すこと。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	広域連携	行政の姿勢
施策を実行するためには、環境行政に関しては「地方分権」を先取りするような行政のビジョンと資質が必要である。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	行政のビジョンと資質が必要	行政の姿勢
行政の刷新が前提となる。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	行政の刷新	行政の姿勢
相続時の分筆が起きないよう、市の買収制度（老齢保健含め）を検討すべき。*	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	相続時の分筆が起きないよう、市の買収制度	行政の姿勢
開発行為の閲覧だけでなく、地域の人に説明会を実施し、その場で市民一人一人がその内容を理解してもらうよう会合をもつ（市民参加の意味で）	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	地域の人への説明会の実施	行政の姿勢
ゴミ問題、老人問題、他の市町村との連携で、住宅問題は子孫に恥ずかしくない形で、逗子市の都市計画宣言にうたわれているように残すこと。*	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	都市宣言の遵守	行政の姿勢
開発行為は付近の道路事情を十分配慮して許可して欲しい。工事中のこののみならず開発後のことも考えて。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	道路事情を考慮した開発許可	行政の姿勢
分権が進む中で、市の特徴が出てくる、自分達で決められる部分が多くなることは独自のまちづくりができることである。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	分権化に伴う独自のまちづくり	行政の姿勢
各地区の現状の問題点を正確につかんで、改善、補修の計画を立てる	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	問題点を正確につかんだ、改善、補修の計画	行政の姿勢
市民がどんなところにしたいかをもっと知って欲しい	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	市民の意向をよく知る	行政の姿勢
逗子の環境（自然、生活）の質についての合意を図っていく。（現状を点検、調査して、よいところの発見をする作業でイメージを共有する）	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	環境（自然、生活）の質についての合意形成	合意形成
市民の強い、共通の環境への認識が、不当な開発を事前にあきらめさせることができる。その合意形成が基本。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	市民の強い、共通の環境への認識の合意形成	合意形成
高齢者、障害者、子どもの生活実態のリアルな調査をして、本当に必要な医療、介護、健康、生活のシステムを探り出して実行計画を立てる。全市民の間に逗子市の環境の質についてのイメージの共有を図る努力が必要。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	全市民の間に逗子市の環境の質についてのイメージの共有を図る	合意形成
田越川流域圏としての街の姿に価値を見いだす必要。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	田越川流域圏としての街の姿に価値を見いだす	合意形成
開発された地区に住む人は、周辺の既存の住宅に住む人達と共存するのだという意思が望まれる。（隣の人は何する人では困る。）	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	開発地区居住者の周辺地区住民との共存意識	市民の意識醸成
自主的市民行動としてボランティア活動も必要。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	自主的市民行動としてボランティア活動が必要	市民の意識醸成
開発、建築の許認可は地元の意向を汲むようにするか、できるなら地元の自治体に行わせるようにできないか。*	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	許認可権の移管	自治体権限の強化
住民の意思、意見を入れた法律づくり	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	住民の意思、意見を入れた法律づくり	住民参加
住民参加でまちづくりをすること、まちづくり条例（特に計画前のアセス）を全ての計画に盛り込むこと（条例制定が必要）	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	住民参加のまちづくり	住民参加
もっと住民参加の中で市民の望むまちづくりをしていくべきである。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	住民参加のワークショップ	住民参加
住民参加のワークショップを含めたまちづくりのプロセスを身近な生活環境づくりに生かし、住民の市民化を具体的に挙げる。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	住民参加のワークショップ	住民参加
逗子市の適切な人口計画に沿って「開発」が行われていると思えない。「増やす」ことはかりがよいことではない。「逗子市の適正な人口」をきちんと割り出し止めるべきでは、断固止めて欲しい。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	「逗子市の適正な人口」を割り出す	適正規模
開発問題は多くの問題と重なっている。高齢化、少子化の問題の中では確かに人口は増加した方が税収はあがる。しかし、町全体のキャパシティと人口フレームを考えながら、道路問題、ゴミ問題、下水道問題など町全体の計画を考えながらにしていくべきである。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	開発のキャパシティと人口フレームを考えて計画すべき	適正規模
逗子市の地勢からみても都市機能からみても、人口の限度（6万人）を決めるべき。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	人口の限度を決める	適正規模
環境の保全、景観に対する貢献を努力している人への顕彰して励ましていく（景観賞の創設）	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	景観賞の創設	評価
住民参加でまちづくりをすること、まちづくり条例（特に計画前のアセス）を全ての計画に盛り込むこと（条例制定が必要）*	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	まちづくり条例の制定	法的規制
従来はもとより、現在の開発について住民の意思が十分に反映されない。それは現在の法体系においてはさもありなんと言わなければならない、住民の意思を反映させるべく条例の制定がされるべきである。*	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	意見反映の条例制定	法的規制
開発指導要綱を議会で議決するような条例として定めたらどうか。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	開発指導要綱を議会条例化	法的規制
逗子の土地で逗子の市民を犠牲にして儲ける事業を出来ないように条例・法律をつくる。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	市民を犠牲にして儲ける事業を出来ないように条例・法律をつくる	法的規制
斜面緑地は逗子の宝物。それが壊されていく開発は厳に規制すべき。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	斜面緑地の開発規制	法的規制
住民投票制度（紛争開発案件に関し）等を盛り込んだ開発規制条例の制定	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	住民投票制度を盛り込んだ開発規制条例の制定	法的規制
条例の三次元的規制	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	条例の三次元的規制	法的規制

カード記述内容	分野	分類	ポイント	テーマ
5月国会で成立した「特別用途地区」制度の活用	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	特別用途地区	法的規制
「山の端」を守るため、風致地区制度を活用すべき。(山で囲まれた街であるという景観が心の落ちつきを生む。)	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	風致地区制度の活用	法的規制
乱開発を防止する規制くらい地元自治体の手でつくべきである	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	乱開発防止の規制	法的規制
「逗子の価値」を守ることがエゴではなく、グローバルな課題であるという理論武装が必要。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	「逗子の価値」を守る理論武装が必要	理論武装
緑地の開発を止めて、荒地の植林を進める。既成市街地の高層化を進める。*	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	荒地の植林化	緑化
住宅地の森化。	開発に関わる問題	将来の望ましい姿	住宅地の森化	緑化
住民が自分の家だけでなく、近隣の環境のあり方に関心を持ち、お互いによくしていく努力をするまち。*	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	お互いによくしていく努力をする	お互いの努力
一人一人が自分の街を大切にすること。市民自治、自分の街を自分たちでつくっていくように、参加の場があれば多くの人が参加すること。	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	一人一人が自分の街を大切にすること	お互いの努力
住民が自分の家だけでなく、近隣の環境のあり方に関心を持ち、お互いによくしていく努力をするまち。	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	近隣の環境のあり方に関心をもつ	お互いの努力
自分の住む地区に関心をもつこと	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	自分の住む地区に関心を持つ	お互いの努力
ブロック塀をつくらず、生け垣とする、敷地内の植樹など個人として出来る環境改善をする。身近な環境の改善に具体的に関わる。*	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	身近な環境の改善	お互いの努力
市民一人一人が隣人を考えて建物を建てる。	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	隣人を考えて建物を建てる	お互いの努力
「山の端」を守るトラスト運動を起こすべき。	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	トラスト運動を起こす	トラスト運動
行政に厳しく注文をつけること	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	行政に厳しく注文をつけること	行政批判
市民一人一人が市政を批判。環境を守る行政を確立する。環境を守る市長を!	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	市民一人一人が市政を批判	行政批判
不条理な乱開発にあらゆる手段を講じて闘いを挑むとともに、それを容認し、かつ陰でバックアップするがごとき行政を駆逐すること。	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	乱開発にあらゆる手段を講じて闘いを挑む	行政批判
立派な市長を選ぶこと	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	立派な市長を選ぶこと	行政批判
このような機会を利用して一人一人が意見を出す、それが将来の方向付けとなり、実行されるよう希望する。	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	このような機会を利用して一人一人が意見を出す	積極的参加
一人一人が自分の街を大切にすること。市民自治、自分の街を自分たちでつくっていくように、参加の場があれば多くの人が参加すること。*	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	参加の場があれば多くの人が参加すること	積極的参加
ブロック塀をつくらず、生け垣とする、敷地内の植樹など個人として出来る環境改善をする。身近な環境の改善に具体的に関わる。	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	ブロック塀をつくらず、生け垣とする	緑化
駐車場に樹木を植えることを規則とする。	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	駐車場に樹木を植える	緑化
ブロック塀をつくらず、生け垣とする、敷地内の植樹など個人として出来る環境改善をする。身近な環境の改善に具体的に関わる。*	開発に関わる問題	市民一人一人に出来ること	敷地内の植樹	緑化
駅前の交差点を中心に自動車の騒音状況が特に悪い。八幡神社横に駐車するためバスもなかなか通れない。警察の徹底取り締まりを毎日やってもらいたい	交通に関わる問題	現状認識	交通騒音	交通騒音
駅前の交差点を中心に自動車の騒音状況が特に悪い。八幡神社横に駐車するためバスもなかなか通れない。警察の徹底取り締まりを毎日やってもらいたい*	交通に関わる問題	現状認識	違法駐車	交通騒音
車の公害が進んで歩行者の危険、騒音(住宅街での車の音は問題)、駐車場で街の緑が消え、空虚な空間が出現している。	交通に関わる問題	現状認識	交通騒音	交通騒音
車の公害が進んで歩行者の危険、騒音(住宅街での車の音は問題)、駐車場で街の緑が消え、空虚な空間が出現している。*	交通に関わる問題	現状認識	歩行者の安全性欠如	歩行者の安全性欠如
逗子の歩道は一般に狭い、また、バス通り田越橋手前の歩道など傾斜がきつ、老人や子供、ベビーカーなど危険で通りにくい	交通に関わる問題	現状認識	歩道が狭い・整備が十分でない	歩行者の安全性欠如
車を乗り回す必要のないまち。歩行者と自転車为主役のまち。駐車場の目立たないまち。	交通に関わる問題	将来の望ましい姿	車を乗り回す必要のないまち	基本姿勢
車を乗り回す必要のないまち。歩行者と自転車为主役のまち。駐車場の目立たないまち。*	交通に関わる問題	将来の望ましい姿	駐車場の目立たないまち	基本姿勢
銀座通りの駐車について、パーキングメーターをつけて原則駐車可とすべきと思う。運が良ければ違反にならない、運が悪ければ違反になる、現実的に解決すべきである。	交通に関わる問題	将来の望ましい姿	交通規制の変更	規制誘導
公共交通システムの創造。	交通に関わる問題	将来の望ましい姿	公共交通システムの創造	交通システム
市を二分する横須賀線の踏切を高架または地下化して欲しい。当面の問題として閉鎖時間を短くするようJRにかけ合っ	交通に関わる問題	将来の望ましい姿	踏切の閉鎖時間の短縮	交通対策
駅前の交差点を中心に自動車の騒音状況が特に悪い。八幡神社横に駐車するためバスもなかなか通れない。警察の徹底取り締まりを毎日やってもらいたい*	交通に関わる問題	将来の望ましい姿	取り締まりの徹底	法的規制
各自がいかに車を使わない生活をするか。	交通に関わる問題	市民一人一人に出来ること	車を使わない生活	生活習慣
騒音。打ち上げ花火の禁止条例	騒音に関わる問題	将来の望ましい姿	打ち上げ花火の禁止条例	法的規制
E M菌による水質の改善、川の浄化	河川に関わる問題	将来の望ましい姿	水質改善、河川浄化	水質改善、河川浄化
雨水の地下浸透式処理を徹底する	下水道に関わる問題	将来の望ましい姿	雨水の地下浸透式処理の徹底	処理方法の徹底
PHSアンテナは市内に225箇所設置されている(7月現在NTT115、アステル120)。個人、企業の土地を含めればもっとある。	安全性に関わる問題	現状認識		その他
携帯は、公共のもの以外に建てられているようで市は把握していないが形からみてNTTの屋上、逗子駅の屋上と裏駅近くのマンションの屋上、披露山にあると考えられる。	安全性に関わる問題	現状認識		その他
土地・ビル等の屋上等に建つ携帯電話、PHSなどの無線基地局から出るマイクロ波の危険性について、長期被曝による安全性は確立されていない。にも関わらず全国に建てられている。将来が怖い。	安全性に関わる問題	現状認識	無線基地局のマイクロ波の危険性	安全性の配慮欠如
個人の土地でもアンテナ建設の際は届出制にする。他社と重なる場合は設置しない。住民の合意を必要などにする。	安全性に関わる問題	将来の望ましい姿	アンテナ建設の届出制	法的規制
携帯、PHSのアンテナは全てない方がよいと思うが、どうしてもという人が多い場合は、せめて1社に絞る。被曝する人への電磁波対策を考える。特に影響があると思われる、胎児、幼児、成長期の子ども、高齢者。身体が弱っている人に注意。	安全性に関わる問題	将来の望ましい姿	携帯、PHSのアンテナはせめて1社に絞る	規制誘導
市、マスコミなどに電磁波問題を取り上げてくれるよう電話や手紙でしつこく要望する。	安全性に関わる問題	市民一人一人に出来ること	市、マスコミなどに要望する	行政批判
「安全性のわからないものはつくらない、買わない、使わない」の生活に切り換えていく。	安全性に関わる問題	市民一人一人に出来ること	生活態度の変更	生活習慣
電磁波についてまず知る(本、関連市民団体への参加、講演会など)	安全性に関わる問題	市民一人一人に出来ること	電磁波についてまず知る	知識を得る
グリーンエネルギーへの助成	エネルギーに関わる問題	将来の望ましい姿	グリーンエネルギーへの助成	助成
ゴミの不潔な排出について、市よりそして自治会等から各世帯にゴミを排出することについてのルールを再三お願いしてもルール違反者は絶えない、限界を感じている。	ゴミに関わる問題	現状認識	市民のマナーが悪い	市民のマナー
生ゴミのリサイクルシステム	ゴミに関わる問題	将来の望ましい姿	生ゴミのリサイクルシステム	生ゴミのリサイクルシステム
個人個人が高いモラルを維持すること	ゴミに関わる問題	市民一人一人に出来ること	個人個人が高いモラルを維持すること	お互いの努力

カード記述内容	分野	分類	ポイント	テーマ
ゴミ排出量の低減のため自宅処理方法を徹底する。 逗子のまちは高齢者が生き通すのが困難なまちである。この3年間で友人の高齢者が4人市外へ出ざるを得なかった。(老人ホーム等)介護等のサービスのシステムの欠落	ゴミに関わる問題 福祉に関わる問題	市民一人一人に出来ること 現状認識	ゴミ排出量の低減のため自宅処理の徹底 高齢者へのサービスシステムの欠如	自宅処理 サービス低下
既開発未利用地の利用。第六小学校予定地の有効利用、総合病院、福祉施設等の建設。 テーマ設定はまだよいと思うが、「現況」「課題」「目標」「施策の方向」など、叙述が平板、画一的になっている。「現況」以外は、日本のどこの地域にも当てはまるものばかりに見えてなりません。これでよろしいでしょうか。	福祉に関わる問題 計画への意見	将来の望ましい姿 現状認識	総合病院、福祉施設等の建設 現況以外はどこにでも通用する内容(地域特性が出ていない)	施設整備 その他
自然環境の保全2緑の「現況」部分に問題あり。 都市宣言「青い海とみどり豊かな平和都市」の言葉だけで十分。現実を覆い隠すような美辞麗句に飾られたこれ以上の言葉は不要。	計画への意見 計画への意見	現状認識 将来の望ましい姿	美辞麗句に飾られた「都市宣言」以上の言葉は不要	その他 その他
議会と行政との間で、いま現在行われている「開発指導要綱改訂」をめぐる、最近の動きを具体的に知りたい。	要望	要望	「開発指導要綱改訂」をめぐる、最近の動きを知りたい	要望
現在、審議会で検討されている「環境基本計画の策定」のたたき台について、もう少し逗子の地域特性を十分組み込んだ具体性のある構成がとれないものではないでしょうか。	要望	要望	計画に逗子の地域特性を踏まえた構成が必要	要望
平成8年に開発指導要綱が改悪されて以来何戸が許可され、何戸が相談中	要望	要望	開発指導要綱改訂以降の実体を知りたい	要望

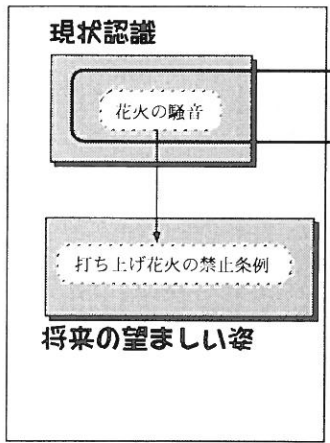
*は再掲

まち並みの創造 開発の問題

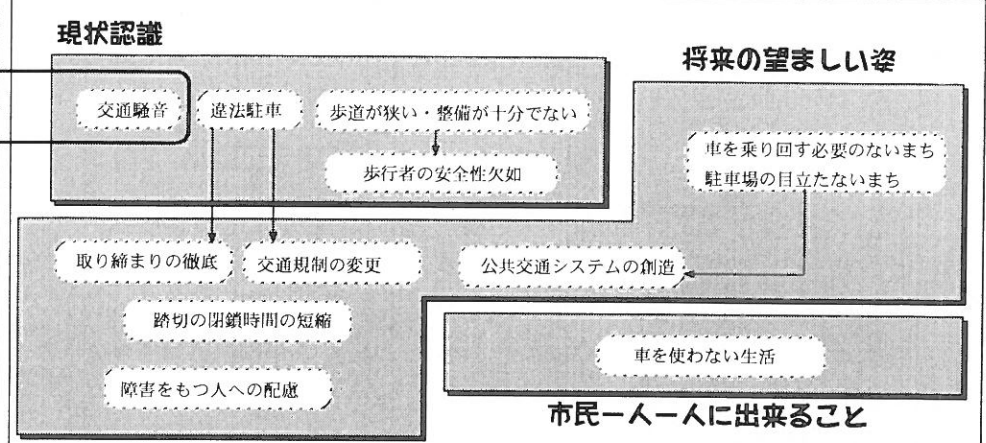


まち並みの創造

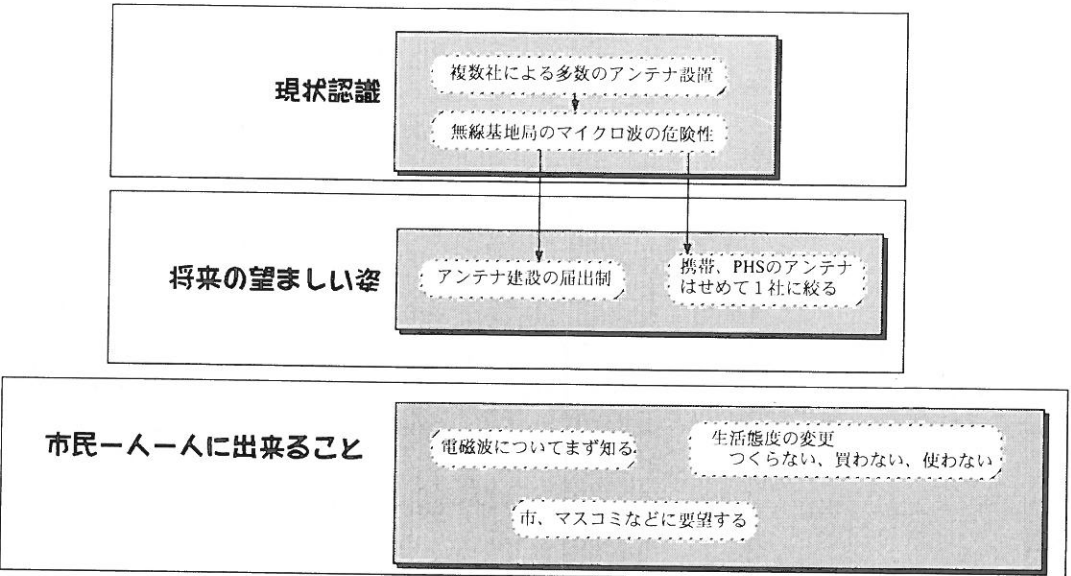
騒音の問題



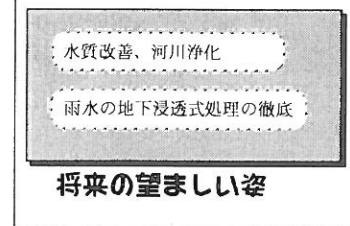
交通の問題



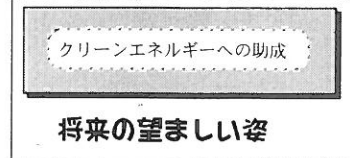
安全性の問題



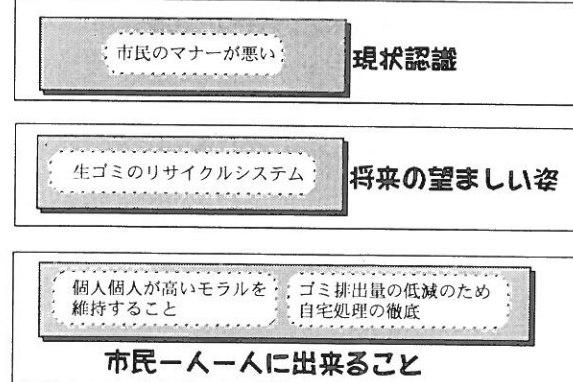
河川・下水道の問題



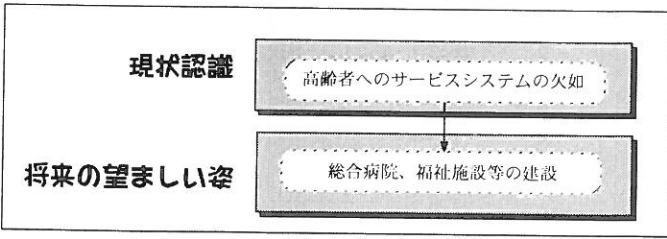
エネルギー問題



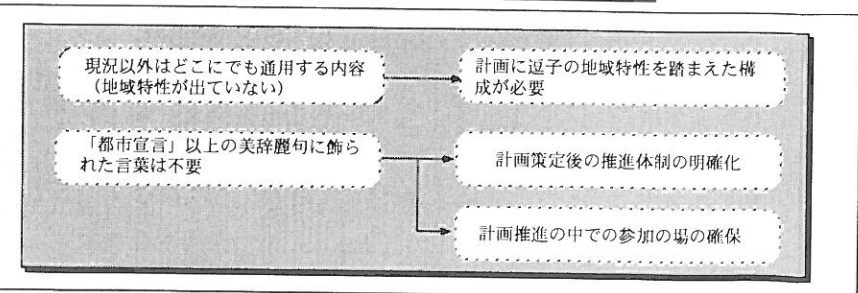
ゴミの問題



福祉に関する問題



環境基本計画（案）への意見



緑の保全等分科会の討議成果

分科会では、自然環境に向かうまちづくりの理念から、市民の生活様式と自然との関わり方、具体的な緑地管理の方策、環境基本計画に盛り込むことが望まれる事項にわたるまで、幅広い議論がなされた。

分科会メンバーの発言の意図する内容を掘り下げながら議論を進めたところ、以下に示すような9つのポイントが、メンバーの概ね共通した考え方であることが確認された。

9つのポイント相互の関係や主な内容については添付図を、各メンバーの発言（カード記入含む）要旨については添付の表を参照されたい。

◆分科会で一定のコンセンサスを得た基本的な考え方◆

1. 自然環境に向かう逗子市としての理念を確立すべきだ
2. 自然と開発の調和は生活環境づくりの観点から総合的に考える必要がある
3. 安全性を最重視しつつも自然を犠牲にしないような対策をとるべきだ
4. 「緑」はその量を確保することも大切だが、質的な充実も重要だ
5. 自然環境は維持・管理こそが重要であるという認識をもつべきだ
6. ありのままにすべき緑、景観としての緑、市民が利用する場としての緑といった多面的なとらえ方で保全に取り組むべきだ
7. 河川、海岸の汚れに対する対策を市民と行政の協力によって進めるべきだ
8. 自然の保全は市民のボトムアップによる努力を基本として取り組むべきだ
9. 実効性のある推進方法を直接的・間接的に明示すべきだ

(注) あくまでも一定のコンセンサスであり、必ずしも全員一致ということではない

目安としての分類	分科会で出た意見の概要（一部表現を変更している箇所あり）
まちの将来像・理念	青い海と山のある住宅都市・・・これが逗子市であったし、これからもそうあったほしい
	行政は理念をもって自然環境を守る中心としての役割を果たすべきだ
	午前中山歩きして、昼食を家で食べて・・・といったことのできるまちは、あまりない
	観光化された遠くの自然よりも、身近な山や川を見直したい
	海＝海水浴という図式だけではダメなのではないか
	「青い海と緑豊かな」逗子をエコタウンとしていきたい
	市民自身がこういうまちにしたいという目標をつくることが重要だ。そのひとつが環境基本計画だ。 開発の欲求が常にある状態なので、いずれまちの様子がまったく変わってしまうのではないかと懸念している
開発と保全の調和	高齢化、財政難等の事情を勘案して都市経営の視点から自然環境保全や開発のバランスを検討すべきだ
	逗子市民は何かとAll or Nothingで語りたがる傾向があるが、調和やバランスをもっと重視すべきだ
安全と保全の調和	防災上必要とみられる急傾斜地の早急な対応がなされず、谷戸全体の斜面の緑地が工事されている
	安全対策と自然保全とは相反する面もあり、その調和は難しい問題だ
	安全を最優先すべきであるが、その対策を講じる際には自然への配慮を最大限に重視すべきだ
	テトラポットやコンクリート擁壁等の安全対策は自然と調和できる素材、工法の開発が求められる コンクリート擁壁の工事は緊急な箇所を個別に行い、連続的になくすの工事を進めるべきではない
創造資産としての緑	これまでの豊かな緑は誰かの犠牲や貢献（無私の）によるものだった（別荘の庭木等）
	自然は残すだけでなく、よりよく生き返らせたりすることも必要だ
	「自然を保全すること」は「放っておくこと」と違うのではないか 動植物の保護のためには黙ってみているだけでなく、外来種等を駆除するような方策も必要
緑の量の確保	緑をもう減らすな
	開発によって徐々に減ってきた緑をいかに増やしていくかが重要だ
	量を測る基準づくり、達成目標の設定が必要
	今後は市街地の再開発を主とし、丘陵の乱開発にはストップをかけてほしい
	なぜ、逗子のまちはこんなに開発が多いのか教えてほしい
緑の質の重視	緑地や公園はこれまで量として評価される傾向にあった（質の評価が重要）
	質を測る指標づくりが必要
動植物の減少	自然の椿、岩たばこ、山百合等の植物、ためぎ、むささび、いのしし、りす等の動物が失われてきた
	エビネ、山ツツジ、リンドウ、・・・等がどんどんなくなっている（開発の影響か、盗難か）
	きれいな花等の植物が盗掘されないよう「自然保護条例」のようなものも必要だ
山の緑の保全	山には里山と奥山との2つがある。里山は市民が利用しやすいような設備を整備し、奥山はできるだけありのままの保全をする
	二子山は貴重な自然を有する里山なので、荒廃を防ぎ、憩いの場、展望台の整備などが望まれる
美しい景観	コンクリート擁壁によって温暖化や風邪の流れの変化が起きている
	逗子市は三方を山で囲まれているが、人家と緑の接点である斜面緑地がコンクリートで覆われてしまっている
	急傾斜地のコンクリート擁壁は景観が悪い
	逗子の魅力である斜面緑地、海が、市外から目隠しされた状態になっている
	逗子へ入るとほっとする（斜面緑地の影響大）
	街中の緑を増やすということでは、逗子らしい街路樹、エコタウンにふさわしい街並みづくりをすすめることが必要 三方の山、斜面地の緑、視界に入る緑を眺めてくらしたい（高層ビルはそれを遮る）
整備すべき緑地	市内に、身近な公園が充実していない
	披露山公園や児童公園などは景観上もっとデザインすべきではないか
	公園も砂場、すべり台とありきたりのパターンでつまらないから子どもたちが遊ばないのではないか
	ハイキングコースは不気味で歩きに行こうという気になれない
	公園はクローバー畑など、原っぱでよいのではないか
	人の手は入っていても、異樹園や畑は楽しいものだ
	国営公園の整備をぜひ進めてほしい
	子どもの探検、山のぼり、自然観察の機会、場が失われてきた
	子どもにとっては、川で遊べるような環境教育の場がもっとあるとよい
海岸の管理	海岸や田越川下流でプレジャーボート等の不法係留が著しく景観を損なっている。もう少し厳しく管理できないか
	海岸、砂浜の管理をしっかりとやるべきだ

目安としての分類	分科会で出た意見の概要（一部表現を変更している箇所あり）
河川の保全・管理	<p>県と市の管理の区分があって難しいだろうが、河口の浚渫は2年に1回くらいはやるべきだ。それほど汚い</p> <p>田越川は源流から河口まで逗子市域なので単一の自治体での取り組みが容易なのではないか</p> <p>田越川が洗剤や田の化学物質でひどく汚染されているようにみられる（ひどく白濁したり、泡が立っている）</p> <p>田越川にごみが散乱している（ビニール袋等）</p> <p>田越川に遊歩道が整備されているが、管理がされておらず雑草が生えるなどの状態になっている</p> <p>川の整備の際にはコンクリートで固めないで、カニやウナギが入れる穴をつくってやってほしい</p> <p>川に自然が少し戻ってきている</p> <p>清水橋付近の川の水が汚れているように見え、市役所周辺の中心市街地としては関心できない</p>
維持・管理の大切さ	<p>緑、自然は残すときだけでなく（買い上げも含めて）、維持していくためのコストがかかる</p> <p>個人の住宅の植木も管理が大変なため減ってきている</p> <p>街路樹も迷惑がられている</p> <p>市街地の緑の確保のためには市民の理解と協力を求めるPRが必要だ</p> <p>市民の緑地整備努力に対する補助金等のしくみをつくる必要がある</p> <p>生け垣の維持も個人でできないときに、地域で支えるというしかけができないものか</p>
市民の役割	<p>公園やハイキングコース等の施設を維持、監視しつづけるのは財政的にも大変なのでお年寄りを活用できないか</p> <p>川の遊歩道の汚れをボランティアの手で何とかすべきだ</p> <p>逗子の山は低地で入りやすいので、地権者の許可をもらって「森を歩き、管理する」手助け行動も面白そう（森林ボランティア）</p> <p>ポイ捨て条例などの規制の制度をつくるだけでなく、市民の実践を通じてPRすることが重要だ</p> <p>学校や地域で呼びかけて市民がまちの清掃に取り組むといった運動が必要だ</p> <p>緑地整備の担い手は意外にも若年層の共同住宅居住者ではないか</p> <p>公園緑地は周辺住民の責任で保全をしていきたい。そのうえで行政の尻をたたく</p> <p>山、川、自然の保全には行政と市民ボランティアの活動がともに取り組む必要がある</p> <p>市街地の公園の管理のために、地域住民団体を結成して取り組む必要がある</p> <p>「環境大学」のような市民講座を企画してはどうか</p> <p>マンション建設などで斜面緑地が壊されていく際には、緑のトラストなどを市民が起こし、協力してはどうか</p> <p>ボランティアで住民が参加できるまちづくりを進めていきたい</p> <p>公園の花壇やポケットパーク等の身近な緑の創出に、地域住民で「わがまちの美しさ」として取り組んでいってはどうか</p> <p>草刈りやごみ拾いなどのボランティア活動を行っていきたい</p> <p>学校、商工会、住民、行政など、各種の主体とそれぞれの役割を明確にし、協力することが重要だ</p>
計画の推進	<p>緑政課、都市整備課、環境管理課とそれぞれが何かとやっていてバラバラな印象がある</p> <p>開発と自然のバランスを調整していく「ものさし」が必要</p> <p>実効性のある行動指針、行動計画をつくる際のフィルターとなるような環境基本計画にしてほしい</p> <p>推進体制の中で、市民実行隊のような行動するグループができてきて面白</p> <p>計画の推進体制には市民が行動するという意味での「市民参加」をうたうべきだ</p> <p>計画の進行管理体制に、市民を入れておかないと管理が難しいのではないかと</p> <p>都市マスタープランと環境基本計画の連携を明らかにしておくべきだ</p> <p>社会制度により、山林、原野、緑を守るべきだ</p>
その他	<p>井戸水の濁水、雨水の宅地への流出、水質汚濁等がすすんでいる</p> <p>やぐら群や地層、防空壕等の史蹟等が失われてしまっている</p> <p>青銅の柵、煉瓦敷の遊歩道よりも、ごみの散らない遊歩道、ごみを海へ流さない川でありたい</p> <p>庭づくりの技術に比べて、林の維持に関する技術は伝承されていない</p>

緑の保全等分科会一討議成果の全体像

提案事例は意見全体の中からの一部抜粋したもの。詳細は別添の表を参照のこと。

(環境基本計画の最大の役割)

1. 自然環境に向かう逗子市として理念を確立すべきだ

青い海と山のある住宅都市・・・これが逗子市であつたし、これからもそうあつてほしい

(理念に沿って緑の保全等に関わる施策を組み立てる際の最も基本的な方針)

2. 自然と開発の調和は生活環境づくりの観点から総合的に考える必要がある

3. 安全性を最重視しつつも自然を犠牲にしないような対策をとるべきだ

4. 自然環境は維持・管理こそが重要であるという認識をもつべきだ

「最も基本的な方針」が意図していること

高齢化がすすみ、産業による税収が少ない逗子市の将来を考えたとき、豊かな自然の保全を基調としつつも、ある程度の管理された開発は必要となる。
「開発か保全か」のAll or Nothingではなく、「開発と保全の調和」によって、環境を物差しとした総合的に豊かな生活環境づくりをめざすことが重要な課題である。

斜面地の緑を破壊し、コンクリート化する工事に見られるように、崖崩れや水害対策のために講じられる対策は豊かな自然環境、美しい景観を脅かすものとなる。
「開発と保全」の調和とともに、「安全と保全」の調和にも十分に配慮した工法の導入、開発、指導などが急務である。

ありのままの緑地の確保、公園や遊歩道、ハイキングコース等の整備をせっかく行っても、それが十分に管理されることなく汚れたり、荒廃したりする現状が目立っている。
自然環境の保全は、それを確保するばかりでなく、市民と行政が連携して維持・管理により注力することが必要である。

施策の具体化

(緑の保全等に関する具体的な提案内容)

5. 緑、自然はその量を確保することも大切だが、質的な充実も重要だ

提案事例
・量を測る基準づくり、達成目標の設定が必要
・緑地や公園は量として評価される傾向にあつたが、今後は質を測る指標づくりが必要(生態系、景観・美観、市民にとっての利用しやすさなど)

6. ありのままにすべき緑、景観としての緑、市民が利用する場としての緑といった多面的なとらえ方で保全に取り組むべきだ

提案事例
里山は市民が利用しやすいような設備を整備し、奥山はできるだけありのままの保全をする
二子山には憩いの場、展望台の整備などが望まれる
きれいな花等の植物が盗掘されないよう「自然保護条例」のようなものも必要だ
逗子らしい街路樹、エコタウンにふさわしい街並みづくり
披露山公園や児童公園などは景観上もっとデザインすべきではないか
公園はクローバー畑など、原っぱでよいのではないか
子どもにとっては、川で遊べるような環境教育の場がもっとあるとよい

7. 河川、海岸の汚れに対する対策を市民と行政の協力によって進めるべきだ

提案事例
田越川は源流から河口まで逗子市域なので単一の自治体での取り組みが容易なのではないか
海岸や田越川下流の不法係留が著しく景観を損なっている。もう少し厳しく管理できないか
財政的に困難であれば、遊歩道等の施設の維持・管理にお年寄りを活用できないか
川の遊歩道の汚れをボランティアの手で何とかすべきだ

施策の推進

緑の保全等を推進する体制づくりに関する提案内容

8. 自然の保全は市民のボトムアップによる努力を基本として取り組むべきだ

提案事例
学校や地域で呼びかけて市民がまちの清掃に取り組む
ポイ捨て条例などの規制の制度をつくるだけでなく、市民の実践を通じてPRする
地権者の許可をもらって「森を歩き、管理する」森林ボランティアを实践する
公園の花壇やポケットパーク等の身近な緑を地域住民で「わがまちの美しさ」として取り組み創る
みどりの保全の方策のひとつとして、緑のトラストなどを市民が起こし、協力する

9. 実効性のある推進方法を直接的・間接的に明示すべきだ

提案事例
開発と自然のバランスを調整していく「ものさし」が必要
実効性のある行動指針、行動計画をつくる際のフィルターとなるような環境基本計画にしてほしい
推進体制の中で、市民実行隊のような行動するグループができてきてら面白い
計画の推進体制には市民が行動するという意味での「市民参加」をうたうべきだ
都市マスタープランと環境基本計画の連携を明らかにしておくべきだ

ごみ問題の現状及び将来への希望

◇増える一方のごみ → 減量化を進めるべき

- ・循環型になっていない（生活スタイル、商品の販売の方法など）
- ・ビニール、プラスチック製品の使用を減らす努力をすべき
- ・使えるもの、リサイクルできるものが捨てられている
- ・市民の認識甘い・環境に配慮した生活→現状ではお金がかかる（エコ商品、食品）

◇ごみステーションをめぐる…

- ・場所の選定が地域の問題になっている（みんな自分の家の前は嫌）
- ・ごみ出しのルールを守らない人がいる（きちんと分別しない）
わずか数%の人がルールを守らないために、地域の人が迷惑をしている

◇生ごみの処理、どうしていますか？

- ・ごみ分科会の参加者の半数がコンポスト化を実施
電動生ごみ処理機を利用している人もいる
- ・生ごみ処理容器を購入する際、市からの補助金あり（3万円）→知らない市民もいる
堆肥化しても、最終的に持って行くのに困っている人もいる。（一戸建住宅でも限界がある。）

◇事業者の状況はどうなっているの？

- ・市と事業者との話し合いが見えない
- ・建設業、クリーニング店、小売店など、ごみ問題だけでなく化学物質対策についても、もっと積極的に働きかけていかなければならないのではないか。

◇滞在者、通過者、近接市町の住民の対策も必要なのでは？（ごみ、自動車）

- ・コンビニの前の高校生→ごみを置きっ放し
- ・近隣住民でない人のごみ投棄の問題
- ・米軍基地住民への何らかの働きかけも必要なのでは？
- ・住宅地が2つの市町にまたがる地域で隣接市町住民からの不法なゴミの投棄がある。

◇ごみ処理施設については

- ・ダイオキシンをはじめとする環境ホルモン対策を進めてほしい
- ・「焼却すればよい」という考え方から脱却してほしい
- ・処分場改修工事の問題が気になる
- ・ダイオキシンは総量規制してほしい

◇海、川の汚れが気になる

今後の取り組み

循環型社会をめざす

- ◎市民、行政、事業者がどのように役割分担していくか、きちんと整理する
- ◎広域的な取り組みをする
 - ・隣接市町住民からのごみ投棄対策
- ◎「行動計画」は行政からの押しつけではなく、市民自らがつくる
 - ・市内の地域毎に地域特性を活かした計画をつくる
- ◎ごみの減量化の目標値を設定する→達成度を測る
↓
具体的なプログラムが必要 モデル地区を決めて色々な方法を導入してみる

具体的方策の提案・・・

- ・ミックスペーパー方式の導入による紙ごみの減量
- ・生ごみ処理容器の普及→学校や集合住宅への設置
- ・リサイクルプラザの設置（広域的な取り組み）

市民への働きかけ

- ◎教育・啓発
 - ・大人である市民へのごみ問題の情報を伝えることを通じた教育、啓発
 - ・学校教育の場でのごみ問題の重要性の教育
- ◎ごみ問題についての情報の共有化必要
 - ・社会性のない人、ルールから外れる人は必ず出てくるが・・・出来る人から着実にやっていくことが大切。
- ◎環境保全・創造推進員の効率的な活用
- ◎環境コストをどのように負担していくか？（今後の課題）
 - ・例えば、エコ商品を買わない人は環境コストを支払わないといけない、等

事業者への働きかけ

- ◎市民、行政双方から働きかける
 - ・例えば、逗子銀座通りをエコ通りと称してごみ問題に関するモデルとする。
 - ・その地域からごみを出さない、あるいはごみの量が極めて少なくなるような住宅地となるよう、開発業者に要請する。

主な意見の内容

ごみステーションについての場所の決め方（皆自分の家の前は嫌、地域で問題になっているごみの収集日について、不燃、粗大ごみ、空き缶、空き瓶については収集日を間違える人が多い
「不燃・粗大ごみ」と「収集できないごみ」の違いが理解されにくい？
現在の分別はほぼ90%は出来ている。あと数%の協力が期待される。
リサイクルできるものが燃やされている。（植木、生ごみ、紙、家具）
缶、瓶、プラスチック等を分けて出したい（例えばケース等に入れる）。
ダンボールが燃えるごみに大量に出ている。集団回収している団体を地域ごとに分かるようになっていない。
紙（新聞、ダンボール、雑誌等）がステーションに最近多く出るようになった。
生ごみに対する対応はどうしているか。
タイヤが放置されている場合があるが、どうしたらよいか。
ごみの減量（ビニール袋、販売の方法の見直し）
紙類の市場の受け皿が厳しいとの点もあるが、紙類の減量対策を検討すべき。（焼却ごみの中で紙類の割合は多いはず。）
廃棄物の減量が必要であるのは当然だが、①考え方の再整理、②脱焼却への対策、が必要。ごみの減量化をもっと進めるべき。具体的方法：住民への教育、減量の目標値をどう決めるか。
ごみ減量化率の目標値がない。
分別や資源化が目に見えてこないの、ごみの減量がどの程度できているか分かりにくい。
資源化（リサイクル）の具体的方法→リサイクル率の向上 ①現在の状況、②今後の可能性、③研究→委託
資源化のコスト問題；広域化でコスト低減が必要。採算性から考えて、逗子近辺の広域化を考えた場合どうなるかの具体的検討が必要。
市役所内での自動販売機での紙コップや紙リサイクルはできているのだろうか。
リサイクル出来るものはリターナルへ（ペットボトル）
まだごみを燃やす、埋めるという認識が定着しすぎている→循環型になっていない
資源回収の古紙は業者が採算がとれず止めている。もっと再生紙を使うようにPRする。資源回収したものはコストが高くなるようにする。
現在は、ごみゼロにならないのだから。ごみと資源化を分けていないので、ごみの中の資源に愛着がない。
ごみをできるだけ出さないような市民の生活態度をどのように作っていけばよいか。
リサイクル、ごみについての啓発運動の不足
ごみからの環境教育がない。（現状は見学位）
産業廃棄物はどうしているのか。
逗子市内の事業者の状況をもっと知りたい。
行政と事業者とでごみのことについて話し合いをしているのか、疑問。
廃棄物の排出抑制を図るために、どうしたらよいか行政の指導が足りない。
最終処分場の問題（近い将来に満杯になる処分場の次の計画をどのように建てていくか。）
ごみ処分場の改修工事を早く進めてほしい。
広域化の問題。（三浦、鎌倉、横須賀、逗子それぞれが抱えている問題の質の違いを市民としても先ず知っておく必要がある。）
処分場からの化学物質対策がない。
ダイオキシン排出の総量規制がない。
ダイオキシン対策。
ダイオキシン対策としての塩ビ対策がない。
環境ホルモン、ダイオキシンの大気、土壌汚染調査なし。
ダイオキシンの恒久対策としてバグフィルターをつけるのは（15億円）巨額である。そのお金で減量対策ができるのではないか。
環境ホルモン対策；ヨーロッパ（ドイツ）に比べ考え方が甘いのではないか。ダイオキシン以外の物質についても現状、将来を具体的にみれないか。
逗子海岸はどのような清掃方法をとっているのか。（非常にきたない。）
川のごみが気になる。（大雨の後、特に。）

逗子市環境基本計画を考える集い 「Co2の削減」分科会 まとめ

「Co2の削減」分科会では、「現状認識」「望ましい姿（目標像）」「目標像に向けてできること」の枠組みに従って議論を進めた結果、まず現状で認識されている主な問題点が4点あることが確認された。「Co2の削減」というテーマは地球レベルの問題であり、特段日常生活には直接関わりがないと考えてしまいがちだが、討議の結果、4点の問題点を克服して目標像に近づけるための取り組みとして、草の根的な行動から長期的な行政施策にいたるまでのさまざまなアイデアが出された。中には、逗子ならではの取り組みも提案されている。提案されたアイデアの詳細は図に掲載した。

I. 現状認識 —主たる問題点は以下の4点—

1. 車が氾濫している（現実に車の登録台数が増え、渋滞も多くなっている）
2. エネルギー消費が増大している
3. 環境に関する広報やPRが不足している
4. 緑の減少（Co2の吸収源である熱帯雨林が減少している、身近な緑が減少している）

II. 望ましい姿 —Iに対する理想の姿とは—

1. 車の氾濫に対して
 - 車中心社会からの脱却（車両の総量減、流れの効率化等）
 2. エネルギー消費の増大に対して
 - 省エネルギー、新エネルギーの拡大（太陽光発電、水使用量減等）
 - ごみを出さない社会（ごみの燃焼によるCo2の発生防止）
 3. 広報やPRの不足に対して
 - 説得力・実効性のある広報（周知し、理解を得、行動を促す工夫）
 - 整備された活動体制
 4. 緑の減少に対して
 - 緑の保全・創造
- その他、望ましい行政施策（行政の強力なリーダーシップ、インセンティブを与えるシステムづくり、具体的な数値目標設定、環境先進事例の追跡等）が目標像として掲げられた。

III. 一人一人が出来ること —I, IIを踏まえ、市民、事業者、行政は何をすべきか—

1. 車中心社会からの脱却のためにできること ()内は提案例
 - 市民：自転車利用、ノーカーデー
 - 事業者：配送時の排ガス抑制（輸送コストの削減、低公害車利用）
 - 行政：車両規制、渋滞対策（自転車利用、渋滞緩和施策、車両の使用制限）

2. 省エネルギー、新エネルギーの拡大のためにできること

市 民：**家庭内での省エネ**（冷暖房使用の抑制、省エネ家電等への買い換え）、**自販機廃止**（市民から事業者への働きかけ）

事業者：**自販機廃止による省エネ**

行 政：**自販機廃止、新エネルギーの導入**（太陽光利用等への助成、国への働きかけ）

3. ごみを出さない社会のためにできること

市 民：**ごみを出さない工夫**（使い捨て文化との訣別）

事業者：**ごみを作らない工夫**（過剰包装禁止）

行 政：**ごみ燃焼による Co2 の削減**（分別回収徹底による肥料化、有料化）

4. 説得力・実効性のある広報のためにできること

市 民：**環境への興味（を持つ）**

行 政：**広報の拡充**（フィードバックのシステムづくり、具体的数値目標の表示）

教育の充実（環境行動大学設置、市として統計を取り、表示する）

5. 緑の創造のためにできること

市 民：**家庭での植樹、トラスト制度**（熱帯林、周辺の里山）

事業者：**建築物、事務所の緑化**

行 政：**緑化の推進**

その他、**行政と事業者による ISO14000 シリーズの導入、長期的な行政計画**（パーク&ライド、コージェネレーション、低公害車導入など新しい交通システムの検討）、**多面的な条例づくり**があげられた。

また、市民・事業者・行政の別なく横断的に取り組むべきアイデアとして、**企業の監視、環境ボランティアやNPO支援、緑の創出、分かりやすい広報、環境を含んだまちづくり審議会の設置**（市民、行政、事業者、学識）が挙げられた。

<今後、目標を目指して取り組んでいく姿勢について>

- ・ Co2 の削減への取り組み等は、短期的に結果の出るものばかりではない。短期的目標、中期的目標、長期的目標それぞれの視点が必要だ。
- ・ 市民、行政、事業者それぞれが単独で努力すればよいというものばかりではない。相互に横の繋がりを持ち協働で目標を達成するよう努力すべきだ。
- ・ つらいこと、我慢することばかりでは実効性がないし、続かない。
- ・ 「知らしめること」が大切だ。知らないばかりに誤った行動を取っていることもある。広報には重点を置いて取り組むべきだ。また、ツール、メディア等の工夫により、「知って（見て）もらえる広報」が必要だ。
- ・ 逗子独自の取り組み、あるいは逗子が発信源となる取り組みを考えるべきだ（自販機廃止運動、太陽光エネルギー利用の先進自治体となるなど）。

＜推進体制の確立について＞

- ・ 逗子の環境はどうなっているのか、今後どうしたいのか、どうしてほしいのか、具体的な数値目標を立てる（例えば、現在二酸化炭素の排出量はXとなっているため、このまま進むと3年後にはYという数値になる、などの具体的な表現が必要）。
- ・ 市として環境に関する統計を取り、見えるところに表示する（市役所に電光掲示板で表示するなど）。
- ・ 環境基本計画については、チェック体制を確立し、タイムスケジュールを決めて随時進行管理して行くべきだ（Plan,Do,Check,Action）。
- ・ 市民にフィードバックしていく体制、システムが必要だ。

枠組み	意見・提案	分類	
現状認識	Co2排出量は悪い方向に行っている。家の前の道路で車が渋滞することが多くなった	車の氾濫	
	道路が狭い。住民は危険な思いをしている。マンション開発が進むと同時に車が逗子の町に増える。車両制限のため逗子の人口は6万人台に抑える	車の氾濫	
	車の登録台数も数百台のオーダーだが増加	車の氾濫	
	平地面積、道路事情→車両が多すぎる	車の氾濫	
	三浦半島では降雨量の約60%がpH5以上の酸性雨だという。酸性雨の状況と排ガス等の関係を調査すべきである。	車の氾濫	
	逗子市の電力消費量が増加している	エネルギー消費の増大	
	一般市民がわかるように毎日発生するNo2,Co2の数値を市役所に表示すべきだ	エネルギー消費の増大	
	環境問題に対する啓蒙・PR方法の確立→不足している	広報・PRの不足	
	(大人の)市民へのPR不足。大人の方が絶望的		
	TV、コマーシャルで使い捨てや浪費を是認している	広報・PRの不足	
	小中学生に対する環境教育の実施	広報・PRの不足	
	人間がつくった法律などの規制をあまりに尊重し、信頼しすぎてしまい、それよりはるかに上位にある自然の法則に対して無知になった	広報・PRの不足	
	人間の意識の変化が最も大きい	広報・PRの不足	
	日本人はエビ好きである。世界の1/2のエビを輸入している。その結果、フィリピン、インドネシア等のマングローブが伐採されている等々。エビの問題が南北問題につながります。	Co2吸収源である熱帯林等の減少	
	海面の問題等は、温暖化の中でセンセーショナルな事態ではありますが、私たちのCO2等の排出は地球の大変換のスイッチに過ぎないことである。そのスイッチが押されてしまえばもはや人間はどうすることもできない	Co2吸収源である熱帯林等の減少	
	熱帯林の保全について国連、政府、NGO等の事業は全て大成功しているにも関わらず、はるかに早いスピードで熱帯林は減少している	Co2吸収源である熱帯林等の減少	
	熱帯林はいまだ未発見の生命が数万種以上あるといわれており、それらには今までもそしてこれからも薬として我々は頼らなければ滅亡も考えられることを知って欲しい	Co2吸収源である熱帯林等の減少	
	海藻が地球上の酸素約30%を作り出している。水質の悪化等による磯焼けが起きている。そのことからの海の保全、海岸線の保全	Co2吸収源である熱帯林等の減少	
	年々緑が減っている。緑の傾斜地を削りコンクリート壁をつくっている。	身近な緑の減少	
	望ましい姿	大気汚染をなくす	究極の目標
自動車中心社会からの脱却。道路、歩道、自転車道整備		車中心社会からの脱却	
車の流れの効率化(一方通行の道路を増やす)		車中心社会からの脱却	
自転車が堂々と走れる町(駐輪場の拡充・再検討)		車中心社会からの脱却	
市内の車の量を減らす		車中心社会からの脱却	
道路上で深呼吸の出来る緑多き街、人間(歩行者)主体の路面づくり		車中心社会からの脱却	
市として市民により知ってもらおうための運動→ノーカーデー		車中心社会からの脱却	
逗子が太陽光利用の発信源となる		省エネ、新エネルギーの拡大	
太陽エネルギーの使用の拡大。太陽電池による家庭消費電力の供給拡大のために、市独自の助成制度を設ける(金がかかることを逃げてはCo2問題は解決しない)		省エネ、新エネルギーの拡大	
生活水準を落とさずに省エネに努める		省エネ、新エネルギーの拡大	
暖房エネルギー(電力)消費を削減するための家屋改修の推進。新築住宅向けの新しい基準の設定(行政施策として)		省エネ、新エネルギーの拡大	
電化製品にはリサイクル率、資源回収率を明記させる		省エネ、新エネルギーの拡大	
原子力発電にかけているお金を太陽光発電へ		省エネ、新エネルギーの拡大	
水圧常時減による水使用量削減		省エネ、新エネルギーの拡大	
ごみを燃やさない!出さない、リサイクル100%、ゼロエミッションCity		ごみを出さない社会	
知らないで誤る場合も多いと思う(悪気がなく間違ってしまったとか)ので行政として市民に知らせる工夫が欲しい		説得力・実効性のある広報	
データ、コスト(試算含む)の提示による説得力ある広報		説得力・実効性のある広報	
市民の理解を得て行動を促すための、効果的・効率的な広報の実施		説得力・実効性のある広報	
現状認識のためには、現状のデータを収集・整理する必要がある。現状を知らなければ目標も立てられない		説得力・実効性のある広報	
(広報ずしは読まれない)本当に知って欲しいことはツールを工夫(必ず見るもの)に書く等)		説得力・実効性のある広報	
連携体制、グループ活動(キャンペーン奉仕)		整備された活動体制	
大風呂敷を広げない。できることから確実に		整備された活動体制	
緑豊かな美しい街並み		緑の保全・創造	
行政による明確な誘因とペナルティを用いた誘導		望ましい行政施策	
市民による企業の監視(行政による企業の監視)		望ましい行政施策	
行動促進のための思い切った税制優遇措置		望ましい行政施策	
市民にも大きなインパクトを与える、思い切った施策の実施		望ましい行政施策	
結果が出ないと意味がない。行政の強いリーダーシップ		望ましい行政施策	
環境問題の解決のためには「技術」と「制度」と「倫理(価値観)」の3本柱が必要		望ましい行政施策	
緑被率70%、80%を目指す具体的な数値を設定する		望ましい行政施策	
人間の法律に合わせた都市でなく自然の法則に合わせた都市人間の言葉では、現在一番近いのはエコロジー都市といえるのか?		望ましい行政施策	
環境基本計画の策定に当たっては計画の実施をより確実にするための仕組みを作ることを基本計画に盛り込むべき。(例)実施推進監視委員会		望ましい行政施策	
インセンティブを与えるシステムづくり		望ましい行政施策	
先進事例の追跡		望ましい行政施策	
できること(市民)		冷暖房機具はできるだけつかわない	家庭内の省エネ、自販機廃止
		冷房は27~28℃	家庭内の省エネ、自販機廃止
		省エネ家電製品に替える(買い換え時)	家庭内の省エネ、自販機廃止
		フロンが入っている冷蔵庫を購入しない。グリーンフリーズの冷蔵庫のPRと購入運動をすすめる	家庭内の省エネ、自販機廃止
	自販機をやめるための市民からの働きかけ、キャンペーン、話し合い→アルコールだけでも	家庭内の省エネ、自販機廃止	
	家電類の予備電源の使用を極力防止すること	家庭内の省エネ、自販機廃止	
	エネルギー使用量について、各家庭で家計簿を付けたい。家計簿づくりの勉強会を開きたい	家庭内の省エネ、自販機廃止	
	ライフスタイルを変える。使い捨て文化からの訣別。ペットボトル、紙パック製品等は買わない	ごみを出さない工夫	
	過剰包装を断る	ごみを出さない工夫	
	庭の樹木を増やす、家庭での緑の増大	緑を増やすための取り組み	

枠組み	意見・提案	分類
できること (事業者)	市民1人が1年に1本木を植えよう	緑を増やすための取り組み
	トラスト運動推進。熱帯雨林、豆子及び周辺の山	緑を増やすための取り組み
	Co2再生産。市民一人一人のグリーンへの興味増進、熱帯植林への寄付運動	緑を増やすための取り組み
	自動車から自転車へ。日常生活における乗用車使用の縮減、自転車への転換を市民活動として積極的に展開する	自転車利用、ノーカーデー
	車は極力使わない。省エネ車に替える(買い換え時)	自転車利用、ノーカーデー
	市内ではできる限り自転車を使う	自転車利用、ノーカーデー
	No Car Day。最低でも週1日車に乗らない日を作る	自転車利用、ノーカーデー
	(徒歩はもちろん)自転車利用の促進。PR及び促進のためのサポート(設備等)	自転車利用、ノーカーデー
	市の環境測定(水・空気等)に関心を持つ	環境への興味
	自販機をやめる。すごい電力の消費	自販機廃止による省エネ
	自販機を置けなら日陰に置く働きかけ	自販機廃止による省エネ
	自販機の曜日規制	自販機廃止による省エネ
	生産・輸送のエネルギー→過剰包装禁止	ごみを作らない工夫
	屋上緑化	建築物・事務所の緑化
できること (行政)	I SO14000ないしはそれに準じたシステムを導入し環境改善に努める	I SO14000シリーズ導入
	小口配送の自粛	配送時の排ガス抑制
	地場産業の活性化(輸送コスト削減)	配送時の排ガス抑制
	低公害車の利用	配送時の排ガス抑制
	アルコール(タバコ)関係自販機の撤廃条例	自販機廃止による省エネ
	太陽光利用や電気自動車利用等々省エネ対策に政府は1/3の補助を出すような、トータル2000億円(需要創出2兆円)を計画しているが、これが早急に実施されるよう地方からも大いにプッシュする。豆子は太陽光利用には絶好の土地。	新エネルギーの導入
	風力エネルギー、ソーラーエネルギー、雨水利用の助成金、または公共施設への導入	新エネルギーの導入
	豆子及びこの界隈に数十戸まとまったエネルギー消費型の地域社会があったら、そこにコージェネレーションのシステムができないか。そしてこの熱源の一部にRDFの使用はできないか	新エネルギーの導入
	コンポスト、EM利用後のシステム化	ごみ燃焼によるCo2を削減
	生ゴミ分別→行政による有機肥料生産(または「個人による」のさらなる促進)	ごみ燃焼によるCo2を削減
	ごみ分別回収の徹底! ・生ごみ、植木ごみの堆肥化 ・紙ごみリサイクル100%ミックスベーパー	ごみ燃焼によるCo2を削減
	ごみの有料化	ごみ燃焼によるCo2を削減
	緑豊かな美しい街並みに変える、街路樹を増やす	緑化の推進
	I SO14000ないしはそれに準じたシステムを導入し環境改善に努める	I SO14000シリーズの導入
市全体(住民含む)でI SO14001取得ってできるんでしょうか?	I SO14000シリーズの導入	
Green Bike 市内名所に駐輪場を設けて無料レンタル、自転車乗り捨て自由にする。自転車の有効利用!	車両規制、渋滞対策	
①アイドリング抑制の徹底 ②現状は自動車過剰状態と思われるので、自動車交通量の総量規制の方策を行政・市民協同で模索する(ex.バリでは登録ナンバーによる1/2規制を行うことがあるという)	車両規制、渋滞対策	
自家用車の利用を減らすための新交通システムの計画(低公害車による市内シャトル・バス等)	車両規制、渋滞対策	
パーク&ライド計画。車の市内乗り入れ制限、駐車場の整備	車両規制、渋滞対策	
交通渋滞解消のための施策。特にJR豆子駅前 ・警官による交通整理 ・歩行者信号の設置・時差式化(既存の信号)	車両規制、渋滞対策	
自動車使用制限の一環として、ナンバーによる種分けを行い、利用できる車を決める	車両規制、渋滞対策	
車両利用の目的別利用についてのPR。 ・出退勤時の送迎 ・一般外出時 ・買い物 →公共車両(バス等)利用等を含めて	車両規制、渋滞対策	
環境負荷を義務づけた多面的条例づくり	多面的な条例	
豆子市としてCo2排出量統計を取る	広報の拡充、教育の充実	
環境教育を主とした市内在住在勤在学全対象者の語らい行動する場を作る。環境行動大学の設置	広報の拡充、教育の充実	
市民へのPR ・冷蔵庫以外は電源をこまめに切る ・室内照明は必要最小限の明るさ、必要な部屋のみ	広報の拡充、教育の充実	
車両利用の目的別利用についてのPR。 ・出退勤時の送迎 ・一般外出時 ・買い物 →公共車両(バス等)利用等を含めて*	広報の拡充、教育の充実	
パーク&ライド計画。車の市内乗り入れ制限、駐車場の整備*	長期的な取り組み	
豆子及びこの界隈に数十戸まとまったエネルギー消費型の地域社会があったら、そこにコージェネレーションのシステムができないか。そしてこの熱源の一部にRDFの使用はできないか*	長期的な取り組み	
自家用車の利用を減らすための新交通システムの計画(低公害車による市内シャトル・バス等)*	長期的な取り組み	
市民による企業の監視=環境に対する姿勢・行動		
環境ボランティア、NPOの支援		
環境を全て含めたまちづくりの推進を行う。市民、行政、事業者、学識者からなるまちづくり審議会を設置し、市民は市民でさらに細かいグループにより意見淘汰を行っておく。		
緑の創出! 屋上緑化、駐車場、空き地等の緑化、街路樹		
わかりやすい印刷説明		

*は再掲

現状認識

車の登録台数は悪化する方向に行っている。家の前の道路で車が渋滞することが多くなった。平地面積、車両が道路事情が多すぎる。三浦半島では降雨量の約60%がpH5以上の酸性雨だ。酸性雨の状況と排ガス等の関係を調査すべきである。

車の氾濫

一般市民がわかるように毎日発生するNo2, Co2の数値を市役所に表示すべきだ。返子市の電力消費量が増加している。

環境問題に対する啓蒙・PR方法の確立→不足している。人間が作った法律などの規制をあまりに尊重し、信頼しすぎてしまい、それよりはるかに上位にある自然の法則に対して無知になった。

広報・PRの不足

日本人はエビ好きである。世界の1/2のエビを輸入している。その結果、フィリピン、インドネシア等のマングローブが伐採されている等々。エビの問題が南北問題につながります。

熱帯林はまだ未発見の生命が数万種以上あるといわれている。それらには今でもそしてこれから野菜として我々は頼らなければ減亡も考えられることを知って欲しい。

海面の問題等は、温暖化の中でセンセーショナルな事象ではありますが、私たちのCO2等の排出は地球の大変換のスイッチに過ぎないことである。そのスイッチが押されてしまえばもはや人間はどうすることもできない。

海藻が地球上の酸素約30%を作り出している。水質の悪化等による磯焼けが起きている。そのことからの海の保全、海岸線の保全。

熱帯林の保全について国連、政府、NGO等の事業は全て大成功しているにも関わらず、はるかに早いスピードで熱帯林は減少している。Co2吸収源である熱帯林等の減少

身近な緑の減少。年々緑が減っている。緑の傾斜地を削りコンクリート壁をつくっている。

望ましい姿(目標像)

車中心社会からの脱却。市内の車の量を減らす。道路上で深呼吸の出来る緑多き街人間(歩行者)主体の路面づくり。市として市民により知ってもらうための運動→ノーカーデー。

究極の目標。大気汚染をなくす。ごみを出さない社会。ごみを燃やさない! 出さないリサイクル100%ゼロエミッションCity

省エネルギー、新エネルギーの拡大。返子が太陽光利用の発信源となる。暖房エネルギー(電力)消費を削減するための家庭改修の推進。新築住宅向けの新しい基準の設定(行政施策として)。

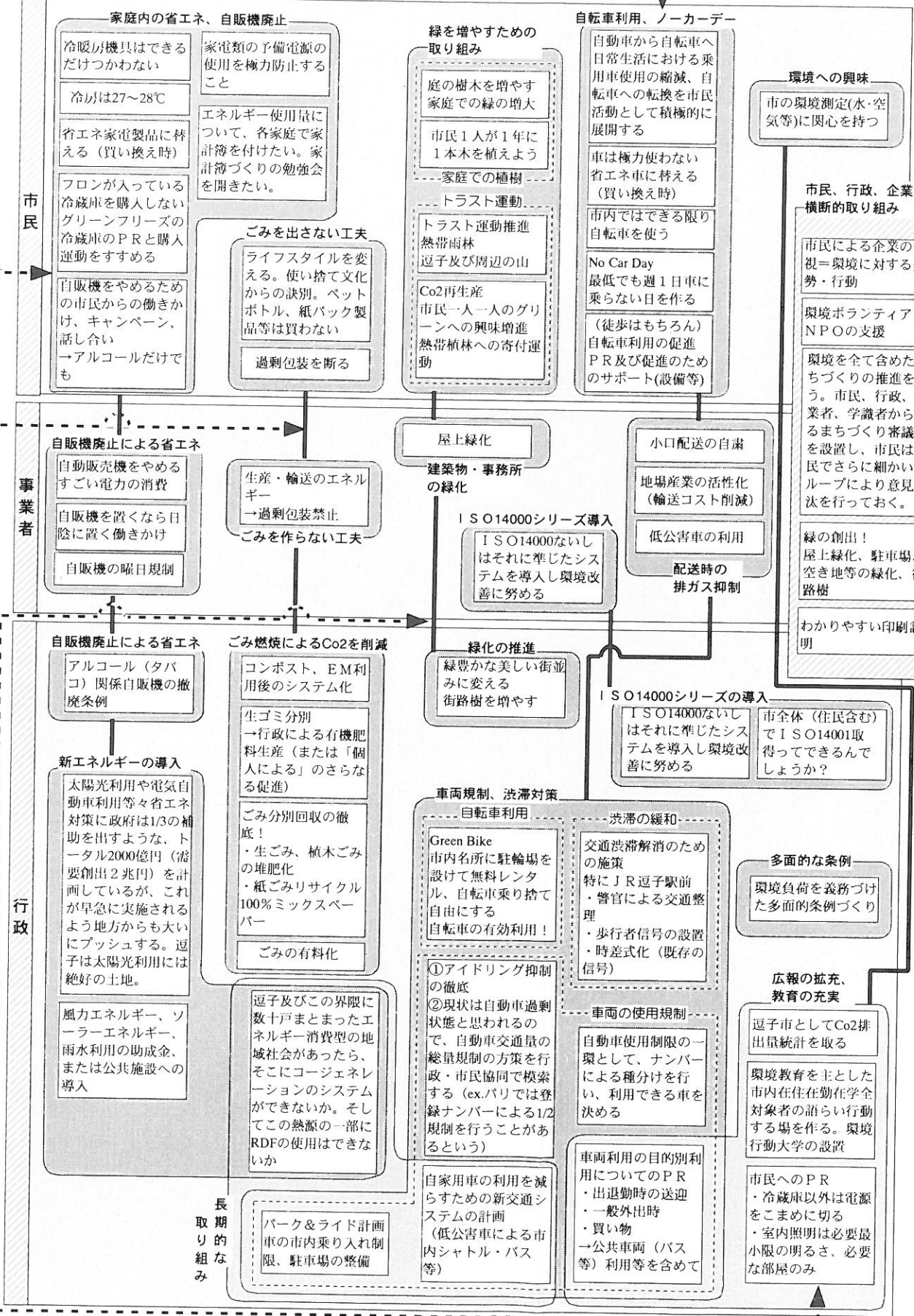
望ましい行政施策。行政による明確な誘因とペナルティを用いた誘導。市民による企業の監視(行政による企業の監視)。

説得力・実効性のある広報。知らないで誤る場合も多いと思う(悪気がなく間違ってしまったとか)ので行政として市民に知らせる工夫が欲しい。

整備された活動体制。連携体制、グループ活動(キャンペーン等)。

緑の保全・創造。緑豊かな美しい街並み。

目標像に向けて市民一人一人ができること



5 市民意識調査等自由意見集計表

意見の内容		件数 (件)
環境基本計画の各項目に関する意見		1,103
大気保全		85
水質保全		6
化学物質		36
騒音・振動・悪臭		39
建造物影響		142
景観		37
美化		98
公園緑地の整備		28
居住空間の整備		211
循環型社会の構築全般		1
廃棄物排出抑制		32
物の循環利用		77
水の循環利用		10
エネルギーの効率的利用		2
自然環境の保全全般		92
動植物		12
緑		135
川		27
海		28
地球温暖化の防止		2
その他の地球環境の保全		3
計画の推進に関する意見		114
環境教育・学習		41
環境情報の収集、提供		15
市民活動の促進		14
庁内体制		1
市民・事業者・市の連携		35
国、県、他市町村との連携		8
基本計画全体に係る意見		44
その他の意見		510
合 計		1,771

* 「環境の保全及び創造に関する市民意識調査」(平成10年6月実施)の自由意見及び「逗子市環境基本計画」中間報告(平成10年8月配布)に寄せられた市民意見を整理したもの。

6 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、基準が定められています。

◆大気汚染に係る環境基準

項目	基準
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。

備考1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

◆水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
PCB	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下		

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、別に定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）

種類	項目 利用目的の適応性	基 準 値					当 該 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1000MPN/ 100mℓ 以下	
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5000MPN/ 100mℓ 以下	
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—	

海域

種類	項目 利用目的の適応性	基準値					当該水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1000MPN/ 100mℓ以下	検出されないこと	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-	-	

◆土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき、1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。

備考 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。

◆騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- 6 平成11年4月1日から施行

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

7 用語解説（50音順）

【ア】

ISO 14000 シリーズ

地球規模の環境保全意識の高まりを背景に、国際標準化機構（ISO；International Organization for Standardization）が制定に取り組んでいる環境管理システムと環境監査に関する国際規格。品質管理の国際規格 ISO 9000 シリーズと同様に、製品そのものではなく、製品提供の過程について統一基準を示す。

アイドリングストップ

自動車の駐停車中にエンジンをかけたままの状態（アイドリング）による排気ガスが大気汚染の大きな原因になっている。そのため、ドライバーがこのアイドリングを止めることが求められている。

硫黄酸化物（SO_x）

石炭や石油等の化学燃料の燃焼に伴い発生する硫黄の酸化物の総称。人の呼吸器系への影響、また酸性雨の原因物質の一つとなっている。

運動公園

都市住民全般を対象に、主として運動のために利用することを目的に設置される公園。

エコオフィス

紙の節約、節電、節水、冷暖房の効率向上、ごみのリサイクル等、環境への配慮に積極的に取り組んでいる事業所。

エコマーク（商品）

（財）日本環境協会が、廃棄段階で環境負荷が少ない、使用することによる環境改善効果が大きいなど、環境保全に役立つと認定した商品に対して付けるマークで、このマークがついた商品をエコマーク商品という。

オープンスペース

公園や広場等、都市の中の開かれた空間。交流や憩いの場、災害時の避難場所、防火のための空間としての機能をもっている。

オゾン層

成層圏内、地表面から 20～25 キロメートル上空のオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線の多くを吸収している。最近では南極をはじめとする地域で、フロンガス等の物質により破壊され、オゾン層の濃度が減少している。そのため地上に達する有害な紫外線の量が増え、人体や生態系への影響が懸念されている。

オゾン層保護条約（ウィーン条約）

オゾン層保護のための国際的な対策の枠組として、1985 年に採択された条約。国際的に協調して、オゾン層やオゾン層を破壊する物質についての研究を進める規定が盛り込まれている。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素等は、太陽エネルギーを通す一方、地表面から放射される赤外線を吸収し、再び地表面に放射するため、大気の温度を上昇させる作用があり、この温室効果ガスには、二酸化炭素の他にメタンや亜酸化窒素、フロンガス等が知られている。

【カ】

街区公園

主として街区内に居住する者の利用を目的とし、誘致距離の標準を 250 メートルとして設置している公園。

環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）

P R T R（Pollutant Release and Transfer Register）は、「環境汚染のおそれのある化学物質の環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を登録し公表する仕組み」で、一般に、事業者の報告などに基づき、行政が化学物質の排出量又は廃棄物としての移動量のデータを収集し、収集したデータを目録などの形に整理し、これを広く公表する。行政・事業者・市民が情報を共有しつつ化学物質のリスク管理に役立てようとする環境保全のための新しい手法である。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」で、環境基本法第 16 条に基づいて具体的な数値で定められた基準。

環境共生住宅

地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・廃棄物等の面で十分な配慮がなされ、周辺の環境と調和し、健康で快適に生活できるように工夫された住宅。具体的には、高断熱化、自然エネルギーの利用等を採用した住宅。

環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）

人や野生生物の内分泌（ホルモン）系を妨害し、健康に悪影響を与える可能性がある化学物質。生殖や発育等に深刻な影響を与える可能性が指摘されているが、現時点では不明な点が多く、今後の早急な調査、研究、対策が求められる。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用を目的とし、誘致距離の標準を 500 メートルとして設置している公園。

光化学オキシダント

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素類が太陽の紫外線により化学反応を起こし、酸化性物質、還元性物質、三酸化硫黄等が二次的に生成する。このうち、オゾン、PAN等の酸化性物質を総称して光化学オキシダントと呼び、光化学スモッグの指標としている。人体や植物にも影響を与えるとされている。

国際環境自治体協議会（ICLEI）

地球環境の保全を目指す地方自治体の国際的ネットワーク。1990年（平成2年）9月、国連の主催で開催された「持続可能な未来のための世界会議」の席上、参加した42か国、200以上の自治体と国連等の国際機関の提唱により設立された。

こどもエコクラブ

小中学生が地域において、仲間と一緒に地域環境、地球環境に関する学習や体験を支援する事業として、環境庁が平成7年度より実施しているもの。

【サ】

砂漠化

過剰な森林伐採や過放牧、過灌漑等により、土地の生産力が失われ荒地化すると、やがて砂漠化する。砂漠化による土地の消失は年に約600万ヘクタール（ほぼ九州と四国の合計面積）とされている。

酸性雨

硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で酸化され、硫酸や硝酸等の形となって生じた酸性度の高い雨。森林や湖沼等の生態系や文化財に影響を及ぼすことが懸念されている。

COD（化学的酸素要求量）

水の汚染度を示す指標で、水中の有機性物質等を酸化剤で酸化し、残った酸化剤の量から消費された酸素量を算出する。数値が高いほど汚濁が著しいことを示している。

自然環境保全地域

植物の自生地、野生動物の生息地、特異な地形、地質等を有し、自然的・社会的条件から、自然環境を保全することが特に必要な地域として「自然環境保全法」に基づき指定された地域。

住区基幹公園

地区住民の身近な利用に供する住区の基幹的施設。

循環型社会

廃棄物から製品原料やエネルギーなどを生産する技術や社会システムが確立され、廃棄物を有効な資源として活用したり、無害化するような社会。

総合公園

都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的に設置される公園。

【夕】

ダイオキシン

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランを「ダイオキシン類」と総称。特に2・3・7・8-四塩化ジベンゾパラジオキシンは、最も毒性が強く、動物実験で発がん性、生殖障害などが報告されている。廃棄物の焼却施設がその大きな発生源となっている。

地球温暖化

18世紀の産業革命以降、人間による大量生産、大量消費、森林破壊が続けられ、その結果、大気の熱収支に大事な働きをする二酸化炭素、メタン等の大気中の濃度が急激に増加している。これらの気体は地球の平均気温を上昇させる働きがあるので、温室効果ガスと呼ばれている。このような人為的要因による地球の気候の温暖化を特に地球温暖化という。

地球温暖化防止京都会議

1997年（平成9年）に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」の3回目の締約国会議（別名 COP3）。この会議では、日本での温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の5年間の平均で、1990年レベルより6パーセント削減することが義務付けられた。

地区公園

主として徒歩圏域内に居住する者の利用を目的とし、誘致距離の標準を1キロメートルとして設置している公園。

窒素酸化物 (NO_x)

窒素と酸素の化合物。空気中での燃やす過程で必ず発生し、人の健康に影響を与えるが、近年は特に自動車からの排気ガスが大きな発生原因となっている。このうち二酸化窒素については環境基準が定められている。

低公害車

主に、ガソリンや軽油にかわる燃料をエネルギーとし、大気汚染物質の排出が少ない自動車のことで、電気自動車、メタノール車、天然ガス車をいう。また、制御時に生じる運動エネルギーを電気または油圧ポンプに回収蓄電・蓄積する補助動力を備えたハイブリッド車も低公害車である。

都市基幹公園

一市町村の区域内に居住する者の利用に供する都市公園。

【ナ】

ナショナル・トラスト運動

残された貴重なみどりを守るため、行政、住民、企業が一体となり、買取りや借上げなどにより緑地保全に取り組む運動。

熱帯林の減少

熱帯林は主に中南米、熱帯アジア、西アフリカにあり、近年焼畑農業や放牧地への転用、過剰な伐採などによって、熱帯林の破壊が急速に進んでいる。熱帯林の減少は、砂漠化の進行、熱帯動植物の絶滅、二酸化炭素の増加など、地球環境へ非常に大きな影響を与えている。

【ハ】

パークアンドライド

都市内への自動車交通流入量をコントロールする手法の一つ。周辺部に用意された駐車場に駐車して、バスや電車等の交通機関に乗り換え、中心街などへ移動する方法。

パーソナルサンクチュアリー

庭やベランダ等身近な空間に樹木を植栽することにより、森に生息している鳥や虫が安心して休息・採餌できる小さな聖域（場所）。

バリアフリー

高齢者や障害者が生活するうえで行動の妨げとなる障壁を取り除いた、人にやさしい生活空間のあり方。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水の汚染度を示す指標で、河川水や排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機性物質が一定期間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど、汚濁が著しいことを示している。

ビオトープ

ドイツ語でBio（生物）、Top（所）を意味する。学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物が自立して生息していけるという意味で用いられる。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が10ミクロン以下の物質。ディーゼル車の排気ガス、工場のばい煙、道路粉じん等が主な原因とされ、人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を起こすおそれがある。環境基準が定められている。

ポケットパーク

住宅地、団地や道路際など、わずかなスペースを利用して都市環境を良くしようとする小さな公園。

【マ】

モントリオール議定書

オゾン層の保護に関する国際的な条約（ウィーン条約）に基づき、特定フロンなどのオゾン層破壊物質について、具体的な規制措置を盛り込んだ議定書。第1回目の締約国会合は1987年にカナダのモントリオールで開催された。

【ラ】

緑地協定

市街地の良好な環境を確保するために締結することができる一定区域における緑地の保全又は緑化に関する協定。

緑被率

特定区域に占める緑被地の割合。緑被地とは、樹林地、草地、水辺地、耕作地、公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくても自然的環境の状態にある土地をいう。

ロードプライシング

都市内への自動車交通流入量をコントロールする手法の一つ。混雑時の乗り入れに対して料金を課す手法で、元来は混雑税の概念。